

平成26年度
総合科学部
学生ハンドブック
(平成26年度入学生適用)



広島大学

□ 広島大学の理念 □

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

□ 総合科学部の学部教育の理念と目標 □

総合科学部は、学際性、総合性、創造性を基本理念とし、総合的知見と思考力を涵養するため、高度教養教育をむねとする専門教育をおこなう。

1. 複数の学問分野にまたがる学際的領域や、学問の既存の枠組みを超えた新領域にたいする知的関心を喚起し育成する。
2. 深い思考と観察、独創的な実験、豊かな想像力によって、新しい学問分野の創造をめざす知的活動をうながす。
3. つねに活発な学問的関心をいだき、新しい知的状況に対応できる、自主的・自立的な人間を育成する。
4. 異文化への共感と理解を深めると同時に、自己の見解を説得的に提示することにより、国際社会で活躍できる、積極的で意欲にあふれた人材を養成する。

上記の理念を実現するために、次に掲げる目標の達成につとめる。

1. 学際性・総合性への知的関心の開発に関しては
基礎科学を含む既存の学問体系を尊重しながら、現代の課題を柔軟な総合的方法で解決していく能力を育成する。
2. 新しい学問分野の創造に関しては
複雑で多岐にわたる知識と情報を収集整理し、これらを分析統合する科学的・創造的能力を育成する。
3. 活発な学問的関心と自主性・自立性に関しては
文科系と理科系の区分にとらわれない調和のとれた教育によって、幅広い視野から学問を愛し、自分の責任において考え行動する人間を育てる。
4. 国際性に関しては
外国語と日本語の表現・理解能力および豊かな感性を涵養することによって、異文化間の適切なコミュニケーション能力を養う。

は じ め に

総合科学部は、日本の大学教育に新風を吹き込むために、「教養教育と専門教育の一体化」「総合的知見と思考力の涵養」「新しい境界領域の重視と学際研究の推進」「国際社会で活躍できる人材の育成」「新しいリベラル・エデュケーションの創造」を旗印に、昭和49年（1974年）に創設された新しいタイプの学部です。創設以来、我が国はもちろん、世界のあらゆる地域において人類を取り巻く情勢は予想を遥かに上回るスピードで変化し、それと共に高度に複雑かつ多様化した諸問題の解決には、あらゆる文化的・科学的英知を背景にした総合的・包括的な視野が従来にも増して求められるようになってきていると考えられます。

このような時代的要請を受けて、総合科学部では、「学問諸領域間の対話」を重視し、既存の学問体系を尊重しながらも、既成の枠を超えた学際的・総合的研究を開拓し推進することを大きな目標としています。また、リベラル・エデュケーションがめざす人間的教養を重視すると同時に、幅広い知識を問題解決に真に役立つ知識体系へと統合する力をぜひとも養いたいと考えています。そのための具体的な教育目標として、自主的・自律的姿勢の尊重、情報収集力・分析力・批判力を基礎にした科学的思考力の養成、ものごとの本質と背景を広い視野から洞察することのできる視座の確立、国際人として活躍する上で不可欠な語学力の強化などを掲げ、人類の将来に対する夢と意欲と責任感にあふれた学生を育てたいと願っています。

このような教育・研究活動を制度的に保証するために、総合科学部では平成25年度入学生から学士課程教育カリキュラムにおいて、総合科学プログラムを提供しています。学生のみなさんは、総合科学プログラムの中の3つの教育領域（人間探究領域、自然探究領域、社会探究領域）から1つの教育領域を選択し1プログラム制の基盤である「総合科学学術ネットワーク」の中心に主に履修したい教育領域を据え、その他の教育領域と連携して学んでいきます。そして3つの教育領域はそれぞれ4つの授業科目群から構成されており幅広い学びを実現できます。総合科学部は、創設の理念もふまえて今後も新しい知的枠組みを提供できるよう、絶えず時代に即応した改編の努力を続けるつもりです。

総合科学部に入学した皆さんは、文科系領域・理科系領域・複合領域のいずれにも、そして基礎的研究・応用的研究のどちらの方向にもチャレンジできます。この可能性を最大限に生かし、焦ることなくじっくりと自分の将来を見つめ自己実現に最適な方向にチャレンジしてください。時代の風は、間違いなく皆さんを後押しする追い風となって吹いているのです。自信と誇りをもって悔いのない大学生活を過ごしてください。皆さんの自己実現に向けた真摯な努力が続く限り、総合科学部は、いかなるサポートも惜しみません。

広島大学総合科学部沿革

広島大学は、広島文理科大学（附置研究所を含む。）、広島高等学校、広島工業専門学校、広島高等師範学校、広島女子高等師範学校、広島師範学校及び広島青年師範学校を包括し、広島市立工業専門学校を併合して、昭和24年5月31日設置されました。その学部は文学部、教育学部、政経学部、理学部、工学部及び水畜産学部と定められ、一般教育を履修するための皆実分校が設置されました。なお、大学の附置研究所として理論物理学研究所が置かれ、さらに附属図書館及び理学部に附属して臨海実験所が置かれました。

1949年 5月	旧制広島高等学校を母体として広島大学皆実分校が発足。一般教育を担当。
1961年 3月	皆実分校の東千田町キャンパスへの移転完了。広島大学分校となる（学内の呼称は「教養部」）。
1964年 4月	国立学校設置法施行規則改正により、広島大学分校は教養部となる。
1974年 6月	国立学校設置法改正により、教養部を発展的に解消して総合科学部が設置される。総合科学科、地域文化・社会文化・情報行動科学・環境科学の4コース、16（大）講座、学生定員120名。
1975年 3月	教養部廃止。
1978年 4月	大学院地域研究研究科（地域研究専攻、修士課程）、同環境科学研究科（環境科学専攻、修士課程）設置。
1985年 4月	大学院環境科学研究科修士課程及び同農学研究科修士課程の改組により大学院生物圏科学研究科（環境計画学専攻、生物機能科学専攻、生物生産学専攻、博士課程）設置。
1986年 4月	大学院地域研究研究科、同法学研究科修士課程及び経済学研究科修士課程の改組により大学院社会科学研究科（法律学専攻、経済学専攻、国際社会論専攻、博士課程）設置。大学院工学研究科に情報工学専攻（博士課程）増設。
1987年 3月	大学院環境科学研究科廃止。
1987年 4月	総合科学部入学定員の改訂（臨時増募30名）、学生定員170名。
1987年 4月	教育組織の改組。既設の4コースを改組・再編して、地域文化・社会科学・外国語・数理情報科学・物質生命科学・自然環境研究・生体行動科学の7コース体制とした。
1989年 9月	大学院地域研究研究科廃止。
1991年 4月	総合科学部入学定員の改訂（10名増員）、学生定員180名。
1992年 4月	教育組織の改組。地域文化・社会科学・外国語の文系3コースを再編成して、新たに人間文化コースを設置し、8コース体制とした。
1993年 4月	西条キャンパスで授業開始（ただし、文学部1994年3月まで、法学部・経済学部及び学校教育学部1995年3月まで、法学部・経済学部第二部（1995年4月より夜間主コースに変更）の一般教育は東千田キャンパスで行う）。

目 次

○ 広島大学の理念，総合科学部の学部教育の理念と目標	
○ はじめに	
○ 広島大学総合科学部沿革，広島大学歌	
○ 目次	
○ 学生ハンドブックについて，学期区分，授業時間	(概要 1)
○ 学生ハンドブック早見表	(概要 2)
○ 別表（総合科学部細則第 5 条第 3 項）	(概要 3)
○ 総合科学部専門教育科目一覧表	(概要 5)

○ 到達目標型教育プログラム「^{ハイプロスペクツ}HiPROSPECTS(R)」について

目次	(ハイプロ 1)
I. 広島大学の到達目標型教育プログラム「 ^{ハイプロスペクツ} HiPROSPECTS(R)」	(ハイプロ 2)
II. ^{ハイプロスペクツ} HiPROSPECTS(R) の構成	(ハイプロ 3)
III. 評価の方法	(ハイプロ 7)
IV. 副専攻プログラム一覧	(ハイプロ10)
V. 特定プログラム一覧	(ハイプロ12)
VI. ^{ハイプロスペクツ} HiPROSPECTS(R) 関係規則等	(ハイプロ17)
VII. 副専攻プログラム及び特定プログラムに関する連絡先	(ハイプロ26)
VIII. TOEIC®IP テストの全学実施について	(ハイプロ27)

○ 教養教育について

目次	(教養 1)
I. 教養教育の理念と目的	(教養 2)
II. 用語解説と一般的な履修上の注意事項	(教養 4)
III. 授業科目の履修	(教養 6)
IV. 履修に関する手続・相談等	(教養22)
V. 試験及び成績	(教養25)
VI. 平成 26 年度教養教育開設授業科目一覧	(教養27)
VII. 教養教育関係規則等	(教養37)
VIII. 配置図等	(教養42)

○ 専門教育について

目次	(専門 1)
I. 専門教育の履修上の注意	(専門 2)
II. 広島大学総合科学部細則	(専門 4)
III. 総合科学部内申合せ等	
1. 履修科目登録単位数の上限について	(専門 9)
2. 専門教育科目の試験実施について	(専門10)
3. 特別研究について	(専門11)
4. 早期卒業について	(専門13)
5. 広島大学既修得単位等の認定に関する細則の総合科学部取扱いについて	(専門14)
6. 外国の研修機関での語学研修の単位認定について	(専門15)
7. インターンシップに係る単位認定の取扱いについて	(専門16)
IV. 「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」 による履修（早期履修）制度について	(専門17)
V. 教育職員免許状の取得について	(専門18)

○ 諸規則

目次	(規則 1)
1. 広島大学通則	(規則 2)
2. 広島大学学生交流規則	(規則19)
3. 広島大学学位規則	(規則23)
4. 広島大学授業料等免除及び猶予規則	(規則28)
5. 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	(規則32)
6. 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	(規則34)
7. 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	(規則36)
8. 広島大学転学部取扱いに関する細則	(規則38)
9. 広島大学科目等履修生規則	(規則40)
10. 広島大学研究生規則	(規則43)
11. 広島大学外国人研究生規則	(規則46)
12. 広島大学学生表彰規則	(規則49)
13. 広島大学学生懲戒指針	(規則51)
14. 広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)	(規則56)
15. 広島大学学生生活に関する規則	(規則58)
16. 広島大学学生証取扱細則	(規則60)
17. 広島大学ピア・サポート・ルーム規則	(規則63)
18. 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	(規則65)
19. 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)	(規則67)
20. 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	(規則71)
21. 期末試験等における不正行為の取扱いについて	(規則72)
22. 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	(規則73)
23. 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	(規則78)
24. 学業に関する評価の取扱いについて	(規則81)
25. 気象警報の発令・公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における 授業等の取扱いについて	(規則83)
26. 広島大学総合科学部教室使用要領	(規則84)
27. 広島大学総合科学部学生研究室使用要領	(規則86)

○ 教員名簿等

総合科学部教員名簿及び事務室等連絡先	(教員名簿 1)
--------------------	----------

学生ハンドブックについて

1. この学生ハンドブックは、総合科学部平成 26 年度入学生を対象とする大学・学部 of 諸規則、教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。
2. 学生ハンドブックの冒頭から、概要、ハイプロ、教養、専門、規則の順に内容を区切って記載しています。各区分における記載内容は以下のとおりです。
 - ・概要・・・総合科学部生として最低限確認しておいていただきたい事項について
 - ・ハイプロ・・・全学部共通の広島大学到達目標型教育プログラムについて
 - ・教養・・・全学部共通の教養教育に関する履修上の注意事項について
 - ・専門・・・総合科学部の教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等について
 - ・規則・・・広島大学の規則、申合せ等について
3. 平成 26 年度入学生は、卒業するまでこの学生ハンドブックに従って履修等を行わなければならないので、大切に扱うようにしてください。
4. 学生ハンドブックには多くの情報が記載されています。必要な情報のページが分からない場合は、次ページの早見表で記載ページを確認してください。早見表に掲載されていない事項や確認をしても分からない場合は、この学生ハンドブックを持参のうえ、総合科学研究科学生支援グループで確認してください。

【注 意】

- 学生への情報伝達は、「My もみじ」に掲示しますので、一日一度は必ず「My もみじ」にログインして確認するよう心掛けてください。
- 重要な事項については、「My もみじ」と併せて掲示板（J 棟入口横）にも掲示します。
- 掲示を見なかったために思いがけない不利益を被る場合があるので、注意してください。

学 期 区 分

期	期 間	区 分
前期	4 月 1 日 ~ 4 月 8 日	春季休業
	4 月 9 日 ~ 7 月 31 日	授業
	8 月 1 日 ~ 9 月 30 日	夏季休業
後期	10 月 1 日 ~ 12 月 23 日	授業
	11 月 5 日	創立記念日
	12 月 24 日 ~ 1 月 7 日	冬季休業
	1 月 8 日 ~ 2 月 11 日	授業
	2 月 12 日 ~ 3 月 31 日	学年末休業

授 業 時 間

時 限	時 間
1	8:45 ~ 9:30
2	9:30 ~ 10:15
3	10:30 ~ 11:15
4	11:15 ~ 12:00
5	12:50 ~ 13:35
6	13:35 ~ 14:20
7	14:35 ~ 15:20
8	15:20 ~ 16:05
9	16:20 ~ 17:05
10	17:05 ~ 17:50

学生ハンドブック早見表

○到達目標型教育プログラム「 ^{ハイブロスベクト} HiPROSPECTS®」とは何か	ハイプロ	2
○主専攻プログラムとは何か	ハイプロ	3
○副専攻プログラムとは何か	ハイプロ	3 ～ 5
○副専攻プログラムにはどのようなものがあるのか	ハイプロ	10 ～ 11
○特定プログラムとは何か	ハイプロ	3 ～ 5
○特定プログラムにはどのようなものがあるのか	ハイプロ	12 ～ 16
○成績評価について	ハイプロ	7
○GPA とは何か	ハイプロ	7 ～ 8
○到達度評価とは何か	ハイプロ	9
○教養教育とは何か	教養	2 ～ 3
○教養教育科目の試験について	教養	25 ～ 26
○教養教育科目にはどのようなものがあるのか	教養	27 ～ 36
○総合科学部専門教育科目の試験について	専門	2
○総合科学部では、どのような科目を提供しているのか	概要	5 ～ 9
○履修登録できる科目の単位数の上限について	専門	9
○英検、TOEFL®, TOEIC®による単位認定について	教養	40 ～ 41
○入学前に修得した単位の単位認定について	専門	14
○インターンシップの単位認定について	専門	16
○卒業に必要な単位数等について	概要	3 ～ 4
○特別研究論文（卒業論文）について	専門	11 ～ 12
○3年次での卒業について	専門	13
○修学上の特別な配慮について	専門	3
○大学院授業科目の履修について	専門	17
○教育職員免許状の取得について	専門	18 ～ 26

- 休学，退学について
- 学生証の紛失，汚損，再発行について
- 住所の変更について
- 証明書の発行について
- 授業料免除，奨学金，保険について
- 自動車での通学について
- 遺失物，拾得物について
- 課外活動について
- 各種相談窓口について



「学生生活の手引」をご覧ください。

別表（総合科学部細則第5条第3項）

卒業のために必要な授業科目及び単位については下表のとおりです。注１～１１も含めて必ず確認の上、履修を進めてください。

区分	科目区分				要修得単位数		授業科目等		単位数	履修区分	履修 セメス ター (注１)		
教 養 教 育 科 目	教養 コア 科目	教養ゼミ			2	5 2	教養ゼミ		2	必修	「１セメ」		
		平和科目			2				2	選択必修	「１セメ」		
		パッケージ別科目			6		選択したパッケージから		2	選択必修	「２セメ」		
	共通 科目	外国語科目	英語 (注２)	コミュニケーション基礎	(0)		コミュニケーション基礎Ⅰ		1	自由選択	「１セメ」		
				コミュニケーションⅠ	4		コミュニケーション基礎Ⅱ		1		選択必修	「２セメ」	
				コミュニケーションⅡ			コミュニケーションⅠＡ		1	「１セメ」			
				コミュニケーションⅢ			コミュニケーションⅠＢ		1			「２セメ」	
							コミュニケーションⅡＡ		1				
				コミュニケーションⅡＢ			1						
		初修外国語 (ドイツ語、フランス語、 スペイン語、ロシア語、中 国語、韓国語、アラビア語 のうちから１言語を選択)			4		上記４科目から２科目以上				選択必修	「３セメ」	
		情報科目	コミュニケーションⅢＡ		1		選択必修						
			コミュニケーションⅢＢ		1								
			コミュニケーションⅢＣ		1								
		健康スポーツ科目			3 0 (注7)		上記３科目から２科目				選択必修	「１セメ」	
	基盤科目												
				ベーシック外国語Ⅰ から２科目			1	選択必修	「１セメ」				
				ベーシック外国語Ⅱ から２科目			1		「２セメ」				
				2	(注３)		2	選択必修	「１セメ」				
				3 0 (注7)	(注４)		1 又は 2	選択必修	「１セメ」				
					健康スポーツ科目から ２単位以上３単位以下(注 ５)		1 又は 2		「１セメ」				
					基盤科目から６単位以上２ ０単位以下 (注４)(注 ６)		1 ～ 3		「１セメ」				
	専門教育科目 (注１１)						2	7 6	総合科学へのいざない		2	必修	「１セメ」
							2		総合科学概論		2	必修	「２セメ」
							2		学際科目 (注８)		2	選択必修	『４セメ』
							4 8		教育領域科目 (注９)			選択必修	『３セメ』
1 6						自由選択科目 (注１０)				自由選択	『２セメ』		
6						特別研究			6	必修	「７・８セ メ」		
卒業要件単位数					1 2 8								

注１ 「」中の数字は、標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合、これ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、シラバス等で確認すること。また、『』中の数字は履修開始セメスターを表しており、これ以降に開講される授業を履修することができる。

注２ 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生ハンドブックの教養教育の英語に関する項(p.教養１２～１３)、「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」(p.教養４０～４１)及び「外国の研修機関での語学研修の単位認定に関する申合せ」(p.専門１５)を参照のこと。

注３ １セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ、２セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注４ 領域科目及び基盤科目については、２年次から配属される専門教育領域に関わらず、領域科目の各領域及び基盤科目から文系科目、理系科目を問わずバランスよく履修することが望ましい。

注５ 健康スポーツ科目については、講義系科目の「健康スポーツ科学」とあわせて実習系科目の「スポーツ実習Ａ」又は「スポーツ実習Ｂ」を履修することが望ましい。

- 注 6 (1)「微分積分通論」は高等学校で数学Ⅲを履修していない者のみ選択できる。
(2)「初修化学」は高等学校で化学Ⅱを履修していない者のみ選択できる。
- 注 7 コミュニケーション基礎の履修により修得した単位を領域科目、健康スポーツ科目及び基盤科目として修得する 30 単位に算入することができる。
- 注 8 2 単位を超えて履修した場合は、自由選択科目に算入することができる。
- 注 9 (1) 教育領域科目の 48 単位は、授業科目群に提供されている授業から履修すること。
(2) 3 つの教育領域（人間探究領域、自然探究領域、社会探究領域）の中から、重点的に学習したい領域を 1 つ選択し、それを主教育領域とする。また、主教育領域の中から授業科目群を 1 つ選択し、それを主授業科目群とする（主授業科目群以外の全ての授業科目群を副授業科目群とする）。
(3) 副授業科目群から 12 単位以上履修すること。ただし、個々の副授業科目群の単位数が、主授業科目群の単位数を超えないこと。
- 注 10 (1) 他学部等の授業科目を 10 単位まで含むことができる。
(2) 教育領域科目か自由選択科目のいずれかにおいて、主教育領域以外で開講される授業（授業科目群に提供されているものに限る）を 6 単位以上含まなければならない。
(3) 専門共通科目の単位を修得した場合は、自由選択科目に算入することとする。
- 注 11 「教職に関する科目」（p. 専門 18～26）及び「インターンシップ」（p. 専門 16）及び「副専攻プログラムとして履修した科目」（p. ハイプロ 10～11）は、卒業要件単位に算入されない。

総合科学部専門教育科目一覧表

教育領域	授業科目群	授 業 科 目	開設単位	開設期	免許教科	科目コード
		総合科学へのいざない	2	1		AD001
		総合科学概論	2	2		AD002
		特別研究	6			AT001
人間探究領域	人間文化	人間文化基礎論	2	3		AHH01
人間探究領域	人間文化	美術史	2	3		AHH02
人間探究領域	人間文化	芸術文化論	2	3	英語	AHH03
人間探究領域	人間文化	現代思想	2	3	公民	AHH04
人間探究領域	人間文化	美学芸術学入門	2	3		AHH05
人間探究領域	人間文化	芸術社会論	2	3		AHH06
人間探究領域	人間文化	比較文明論	2	4		AHH07
人間探究領域	人間文化	生命倫理学	2	4	公民	AHH08
人間探究領域	人間文化	比較哲学A	2	4	公民	AHH09
人間探究領域	人間文化	芸術文化論演習	2	4		AHH11
人間探究領域	人間文化	人間文化特論	2	4		AHH12
人間探究領域	人間文化	比較文明論演習	2	5		AHH13
人間探究領域	人間文化	美術史演習	2	4		AHH14
人間探究領域	人間文化	生命倫理学演習	2	6		AHH15
人間探究領域	人間文化	文化創造論	2	5		AHH16
人間探究領域	人間文化	比較哲学B	2	6	公民	AHH17
人間探究領域	人間文化	現代思想演習	2	5		AHH18
人間探究領域	人間文化	ギリシア哲学	2	5	公民	AHH20
人間探究領域	人間文化	西洋美術史	2	5		AHH21
人間探究領域	人間文化	表象文化論演習	2	6		AHH23
人間探究領域	人間文化	美学芸術学演習	2	6		AHH24
人間探究領域	人間文化	比較哲学演習	2	6		AHH25
人間探究領域	人間文化	ギリシア哲学演習	2	6		AHH26
人間探究領域	人間文化	西洋美術史演習	2	6		AHH27
人間探究領域	人間文化	現代文化論演習	2	6		AHH28
人間探究領域	人間文化	比較思想	2	3		AHH29
人間探究領域	人間文化	比較思想演習	2	4		AHH30
人間探究領域	言語コミュニケーション	心理言語学	2	3	英語	AHL01
人間探究領域	言語コミュニケーション	言語学入門	2	3	英語	AHL02
人間探究領域	言語コミュニケーション	英語コーパス言語学	2	3		AHL03
人間探究領域	言語コミュニケーション	現代英語語法演習	2	3	英語	AHL04
人間探究領域	言語コミュニケーション	統語論	2	3	英語	AHL05
人間探究領域	言語コミュニケーション	意味論	2	4		AHL06
人間探究領域	言語コミュニケーション	実験心理言語学	2	4		AHL07
人間探究領域	言語コミュニケーション	異文化コミュニケーション論入門	2	4	英語	AHL08
人間探究領域	言語コミュニケーション	意味論入門	2	4	英語	AHL09
人間探究領域	言語コミュニケーション	英語の歴史	2	4	英語	AHL10
人間探究領域	言語コミュニケーション	英語ディベート演習	2	4	英語	AHL11
人間探究領域	言語コミュニケーション	現代フランス語学研究	2	4		AHL12
人間探究領域	言語コミュニケーション	現代中国語学研究	2	4	中国語	AHL13
人間探究領域	言語コミュニケーション	現代ドイツ語学研究	2	4		AHL14
人間探究領域	言語コミュニケーション	認知言語学	2	5		AHL15
人間探究領域	言語コミュニケーション	語用論	2	5	英語	AHL16
人間探究領域	言語コミュニケーション	英日同時通訳法演習 I	2	5	英語	AHL17
人間探究領域	言語コミュニケーション	ロマンス語研究 I	2	5		AHL18
人間探究領域	言語コミュニケーション	語彙論	2	5	中国語	AHL19
人間探究領域	言語コミュニケーション	言語文化特論	2	5		AHL20
人間探究領域	言語コミュニケーション	第二言語習得論	2	6	英語	AHL21
人間探究領域	言語コミュニケーション	音声学・音韻論	2	6	英語	AHL22
人間探究領域	言語コミュニケーション	英日同時通訳法演習 II	2	6		AHL23
人間探究領域	言語コミュニケーション	対照言語学演習 A	2	6		AHL24
人間探究領域	言語コミュニケーション	現代フランス語学研究演習	2	6		AHL25
人間探究領域	言語コミュニケーション	対照言語学演習 B	2	6	中国語	AHL26
人間探究領域	言語コミュニケーション	ロマンス語研究 II	2	6		AHL27
人間探究領域	言語コミュニケーション	統語論・意味論インターフェイス入門	2	4		AHL28
人間探究領域	人間行動科学	生物心理学	2	3		AHA01
人間探究領域	人間行動科学	行動科学統計演習	2	3		AHA02
人間探究領域	人間行動科学	社会心理学	2	4	公民	AHA03
人間探究領域	人間行動科学	適応心理学	2	3		AHA04
人間探究領域	人間行動科学	行動科学基礎実験	1	3		AHA05
人間探究領域	人間行動科学	行動科学基礎実験法	1	3		AHA06
人間探究領域	人間行動科学	情報処理心理学	2	4		AHA07
人間探究領域	人間行動科学	パーソナリティ論	2	4		AHA09
人間探究領域	人間行動科学	行動科学実習	1	4		AHA10
人間探究領域	人間行動科学	睡眠心理学	2	4		AHA11
人間探究領域	人間行動科学	認知神経科学	2	5		AHA12
人間探究領域	人間行動科学	生理心理学	2	5		AHA13
人間探究領域	人間行動科学	集団力学	2	5		AHA14
人間探究領域	人間行動科学	ストレス科学	2	5		AHA15
人間探究領域	人間行動科学	行動科学実験 A	1	5		AHA16

教育領域	授業科目群	授 業 科 目	開設単位	開設期	免許教科	科目コード
人間探究領域	人間行動科学	行動科学実験B	1	5		AHA17
人間探究領域	人間行動科学	行動科学実験法A	1	5		AHA18
人間探究領域	人間行動科学	行動科学実験法B	1	5		AHA19
人間探究領域	人間行動科学	行動科学演習	2	5		AHA20
人間探究領域	人間行動科学	行動科学外書演習	2	6		AHA21
人間探究領域	人間行動科学	行動科学実験法C	1	6		AHA22
人間探究領域	人間行動科学	行動科学実験法D	1	6		AHA23
人間探究領域	人間行動科学	行動科学実験C	1	6		AHA24
人間探究領域	人間行動科学	行動科学実験D	1	6		AHA25
人間探究領域	人間行動科学	行動科学特論	2	6		AHA26
人間探究領域	人間行動科学	行動科学外書特別演習	2	7		AHA27
人間探究領域	スポーツ健康科学	身体運動科学基礎論	2	3		AHS01
人間探究領域	スポーツ健康科学	健康福祉学	2	3	公民	AHS02
人間探究領域	スポーツ健康科学	スポーツ健康科学特論	2	3		AHS03
人間探究領域	スポーツ健康科学	スポーツトレーニング学	2	3		教育学部
人間探究領域	スポーツ健康科学	スポーツ心理学	2	4		AHS05
人間探究領域	スポーツ健康科学	環境運動生理学	2	4		AHS06
人間探究領域	スポーツ健康科学	身体運動解析学	2	4		AHS07
人間探究領域	スポーツ健康科学	スポーツ社会学	2	4		教育学部
人間探究領域	スポーツ健康科学	スポーツ健康科学実験法A	1	5		AHS09
人間探究領域	スポーツ健康科学	スポーツ健康科学実験A	1	5		AHS10
人間探究領域	スポーツ健康科学	スポーツ健康科学実験法B	1	5		AHS11
人間探究領域	スポーツ健康科学	スポーツ健康科学実験B	1	5		AHS12
人間探究領域	スポーツ健康科学	バイオメカニクス	2	5		AHS13
人間探究領域	スポーツ健康科学	身体運動制御学	2	5		AHS14
人間探究領域	スポーツ健康科学	筋生理学	2	5		AHS15
人間探究領域	スポーツ健康科学	スポーツ健康科学演習A	2	5		AHS16
人間探究領域	スポーツ健康科学	スポーツ医学(スポーツ栄養学を含む)	2	5		教育学部
人間探究領域	スポーツ健康科学	スポーツ経営学	2	5		教育学部
人間探究領域	スポーツ健康科学	コーチング論	2	5		教育学部
人間探究領域	スポーツ健康科学	スポーツ健康科学演習B	2	6		AHS20
人間探究領域	スポーツ健康科学	スポーツ健康科学演習C	2	6		AHS21
自然探究領域	生命科学	生命科学概論	2	3		ANL01
自然探究領域	生命科学	基礎細胞生物学	2	3	理科	ANL02
自然探究領域	生命科学	基礎生化学	2	3	理科	ANL03
自然探究領域	生命科学	化学基礎実験	1	3	理科	ANL04
自然探究領域	生命科学	化学基礎実験法	1	3		ANL05
自然探究領域	生命科学	生物物理化学	2	4	理科	ANL06
自然探究領域	生命科学	細胞生物学	2	4	理科	ANL07
自然探究領域	生命科学	生化学	2	4	理科	ANL08
自然探究領域	生命科学	生命科学実験A	1	4		ANL09
自然探究領域	生命科学	生命科学実験法A	1	4		ANL10
自然探究領域	生命科学	分子生理学	2	4		ANL11
自然探究領域	生命科学	生命科学実験B	1	4		ANL12
自然探究領域	生命科学	生命科学実験法B	1	4		ANL13
自然探究領域	生命科学	脳機能学	2	5		ANL14
自然探究領域	生命科学	分子発生生物学	2	5	理科	ANL15
自然探究領域	生命科学	分子細胞生物学	2	5		ANL16
自然探究領域	生命科学	神経行動学	2	5	理科	ANL17
自然探究領域	生命科学	生命科学実験C	1	5		ANL18
自然探究領域	生命科学	生命科学実験法C	1	5		ANL19
自然探究領域	生命科学	生命科学実験D	1	5		ANL20
自然探究領域	生命科学	生命科学実験法D	1	5		ANL21
自然探究領域	生命科学	生命科学特論A	1	5		ANL22
自然探究領域	生命科学	生命科学特論C	1	5		ANL23
自然探究領域	生命科学	臨海実習・同講義	2	5		ANL24
自然探究領域	生命科学	生命科学特論B	1	6		ANL25
自然探究領域	生命科学	生命科学特論D	1	6		ANL26
自然探究領域	数理情報科学	データ解析序説	2	3	数学	ANM01
自然探究領域	数理情報科学	コンピュータ基礎論	2	3	数学	ANM02
自然探究領域	数理情報科学	数理科学演習	2	3	数学	ANM03
自然探究領域	数理情報科学	プログラム技法	2	3	数学	ANM04
自然探究領域	数理情報科学	計算機基礎演習	2	3		ANM05
自然探究領域	数理情報科学	微分方程式	2	3	数学	ANM06
自然探究領域	数理情報科学	メディア活用演習	2	4		ANM07
自然探究領域	数理情報科学	応用数理	2	4	数学	ANM08
自然探究領域	数理情報科学	情報統計学	2	4	数学	ANM09
自然探究領域	数理情報科学	プログラム言語論	2	4		ANM10
自然探究領域	数理情報科学	計算機演習	2	4		ANM11
自然探究領域	数理情報科学	複素解析	2	4	数学	ANM12
自然探究領域	数理情報科学	コンピュータシステム	2	4		ANM13
自然探究領域	数理情報科学	グラフの幾何学	2	4	数学	ANM14
自然探究領域	数理情報科学	情報理論	2	5	数学	ANM15
自然探究領域	数理情報科学	数理代数	2	5	数学	ANM16
自然探究領域	数理情報科学	数理幾何	2	5	数学	ANM17
自然探究領域	数理情報科学	応用統計学	2	5		ANM18

教育領域	授業科目群	授 業 科 目	開設単位	開設期	免許教科	科目コード
自然探究領域	数理情報科学	確率過程論	2	5	数学	ANM19
自然探究領域	数理情報科学	計算数学	2	4	数学	ANM20
自然探究領域	数理情報科学	情報数理学特講Ⅰ	2	5		ANM21
自然探究領域	数理情報科学	数理解析	2	6	数学	ANM22
自然探究領域	数理情報科学	情報数理学特講Ⅱ	2	6		ANM23
自然探究領域	物性科学	熱力学	2	3	理科	ANP01
自然探究領域	物性科学	電磁気学Ⅰ	2	3	理科	ANP02
自然探究領域	物性科学	物理科学演習Ⅰ	2	3		ANP03
自然探究領域	物性科学	物理学基礎実験	1	3	理科	ANP04
自然探究領域	物性科学	物理学基礎実験法	1	3		ANP05
自然探究領域	物性科学	物理科学概論	2	3	理科	ANP06
自然探究領域	物性科学	電磁気学Ⅱ	2	4	理科	ANP07
自然探究領域	物性科学	物理科学演習Ⅱ	2	4		ANP08
自然探究領域	物性科学	量子力学Ⅰ	2	4	理科	ANP09
自然探究領域	物性科学	物質科学実験A	1	4		ANP10
自然探究領域	物性科学	物質科学実験法A	1	4		ANP11
自然探究領域	物性科学	物質科学実験B	1	4		ANP12
自然探究領域	物性科学	物質科学実験法B	1	4		ANP13
自然探究領域	物性科学	統計力学Ⅰ	2	5	理科	ANP14
自然探究領域	物性科学	物理化学	2	5	理科	ANP15
自然探究領域	物性科学	量子力学演習Ⅰ	2	5		ANP16
自然探究領域	物性科学	量子力学Ⅱ	2	5	理科	ANP17
自然探究領域	物性科学	物質科学実験C	1	5		ANP18
自然探究領域	物性科学	物質科学実験法C	1	5		ANP19
自然探究領域	物性科学	物質科学実験D	1	5		ANP20
自然探究領域	物性科学	物質科学実験法D	1	5		ANP21
自然探究領域	物性科学	物理科学特論A	1	5		ANP22
自然探究領域	物性科学	物理科学特論B	1	5		ANP23
自然探究領域	物性科学	統計力学Ⅱ	2	6	理科	ANP24
自然探究領域	物性科学	物性物理学Ⅰ	2	6	理科	ANP25
自然探究領域	物性科学	量子力学演習Ⅱ	2	6		ANP26
自然探究領域	物性科学	物理科学特論C	1	6		ANP27
自然探究領域	物性科学	物理科学特論D	1	6		ANP28
自然探究領域	物性科学	複雑液体・ソフトマター論	2	7	理科	ANP29
自然探究領域	物性科学	物性物理学Ⅱ	2	7	理科	ANP30
自然探究領域	物性科学	量子情報論	2	7	理科	ANP31
自然探究領域	自然環境科学	環境とエコロジー	2	3		ANN01
自然探究領域	自然環境科学	環境分析化学	2	3	理科	ANN02
自然探究領域	自然環境科学	環境地質学	2	3	理科	ANN03
自然探究領域	自然環境科学	根圏の科学	2	3		ANN04
自然探究領域	自然環境科学	自然環境航海実習	1	3		ANN05
自然探究領域	自然環境科学	保全生物学	2	3	理科	ANN06
自然探究領域	自然環境科学	自然環境野外実習	1	3		ANN07
自然探究領域	自然環境科学	進化遺伝学	2	4	理科	ANN08
自然探究領域	自然環境科学	地学基礎実験	1	4	理科	ANN09
自然探究領域	自然環境科学	地学基礎実験法	1	4		ANN10
自然探究領域	自然環境科学	多様性生態学	2	4		ANN11
自然探究領域	自然環境科学	地球環境変動論	2	4	理科	ANN12
自然探究領域	自然環境科学	植物環境生理学	2	4	理科	ANN13
自然探究領域	自然環境科学	地球環境化学	2	4	理科	ANN14
自然探究領域	自然環境科学	大気科学	2	4	理科	ANN15
自然探究領域	自然環境科学	自然環境実験A	1	4		ANN16
自然探究領域	自然環境科学	自然環境実験法A	1	4		ANN17
自然探究領域	自然環境科学	生物学基礎実験	1	3	理科	ANN18
自然探究領域	自然環境科学	生物学基礎実験法	1	3		ANN19
自然探究領域	自然環境科学	砂防学	2	5	理科	ANN20
自然探究領域	自然環境科学	環境微生物学	2	5	理科	ANN21
自然探究領域	自然環境科学	水循環論	2	5	理科	ANN22
自然探究領域	自然環境科学	第四紀環境学	2	5	地理歴史	ANN23
自然探究領域	自然環境科学	自然環境実験B	1	5		ANN24
自然探究領域	自然環境科学	自然環境実験法B	1	5		ANN25
自然探究領域	自然環境科学	環境影響評価論	2	5		ANN26
自然探究領域	自然環境科学	景観生態学	2	5		ANN27
自然探究領域	自然環境科学	地球資源論	2	5	理科	ANN28
自然探究領域	自然環境科学	自然環境実験C	1	5		ANN29
自然探究領域	自然環境科学	自然環境実験法C	1	5		ANN30
自然探究領域	自然環境科学	自然環境演習	2	6		ANN31
自然探究領域	自然環境科学	環境科学特論	2	6		ANN32
自然探究領域	自然環境科学	環境コロイド学	2	5		ANN33
社会探究領域	地域研究	中国伝統文化論	2	3	中国語	ASA01
社会探究領域	地域研究	ヨーロッパ哲学思想研究	2	3	公民	ASA02
社会探究領域	地域研究	日本文化史	2	3	地理歴史	ASA03
社会探究領域	地域研究	東アジア地域史	2	3	地理歴史	ASA04
社会探究領域	地域研究	日本地域研究特論	2	3		ASA06
社会探究領域	地域研究	地域文化研究特論A	2	3		ASA07
社会探究領域	地域研究	地域文化研究特論B	2	3		ASA08
社会探究領域	地域研究	ドイツ文化論	2	4		ASA09
社会探究領域	地域研究	朝鮮文化論	2	4		ASA10

教育領域	授業科目群	授 業 科 目	開設単位	開設期	免許教科	科目コード
社会探究領域	地域研究	イギリス社会思想研究	2	4	英語	ASA11
社会探究領域	地域研究	アメリカ文化研究	2	3		ASA12
社会探究領域	地域研究	近代日本文化研究	2	4		ASA13
社会探究領域	地域研究	現代中国文化論	2	4	中国語	ASA14
社会探究領域	地域研究	東アジア社会文化史	2	4	地理歴史	ASA15
社会探究領域	地域研究	ヨーロッパ史研究	2	4	地理歴史	ASA16
社会探究領域	地域研究	アメリカ社会研究	2	4	地理歴史	ASA17
社会探究領域	地域研究	ドイツ文化論演習	2	5		ASA18
社会探究領域	地域研究	朝鮮文化論演習	2	5		ASA19
社会探究領域	地域研究	現代ドイツ事情	2	5		ASA20
社会探究領域	地域研究	イギリス社会思想研究演習	2	5		ASA21
社会探究領域	地域研究	アメリカ文化研究演習	2	4		ASA22
社会探究領域	地域研究	現代中国文化論演習	2	5	中国語	ASA23
社会探究領域	地域研究	東アジア社会文化史演習	2	5	地理歴史	ASA24
社会探究領域	地域研究	ヨーロッパ史研究演習	2	5	地理歴史	ASA25
社会探究領域	地域研究	アメリカ社会研究演習	2	5	地理歴史	ASA26
社会探究領域	地域研究	近代日本文化研究演習	2	5		ASA27
社会探究領域	地域研究	フランス文明論	2	6		ASA28
社会探究領域	地域研究	中国伝統文化論演習	2	6	中国語	ASA29
社会探究領域	地域研究	ヨーロッパ哲学思想研究演習	2	6		ASA30
社会探究領域	地域研究	日本文化史演習	2	6	地理歴史	ASA31
社会探究領域	地域研究	東アジア地域史演習	2	6	地理歴史	ASA32
社会探究領域	地域研究	地域を科学するA	2	3	地理歴史	ASA33
社会探究領域	地域研究	地域を科学するB	2	3		ASA34
社会探究領域	越境文化	テキスト文化論	2	3		ASB01
社会探究領域	越境文化	ジェンダー学基礎	2	3		ASB02
社会探究領域	越境文化	聖書学	2	3	公民	ASB03
社会探究領域	越境文化	欧米大陸間文化研究	2	3	地理歴史	ASB04
社会探究領域	越境文化	教育と権力の社会学	2	3		ASB05
社会探究領域	越境文化	英米文学研究	2	4	英語	ASB06
社会探究領域	越境文化	比較文化論演習	2	4		ASB07
社会探究領域	越境文化	都市文化論	2	4	英語	ASB08
社会探究領域	越境文化	都市社会史	2	4	地理歴史	ASB09
社会探究領域	越境文化	文化論研究	2	4	英語	ASB10
社会探究領域	越境文化	ジェンダーと文化	2	4		ASB11
社会探究領域	越境文化	開発政策科学分析演習	2	4		ASB12
社会探究領域	越境文化	英米文学演習	2	5	英語	ASB13
社会探究領域	越境文化	比較文学研究	2	5	英語	ASB14
社会探究領域	越境文化	都市文化論演習	2	5		ASB15
社会探究領域	越境文化	都市社会史演習	2	5	地理歴史	ASB16
社会探究領域	越境文化	文化論研究演習	2	5		ASB17
社会探究領域	越境文化	文書管理演習	2	6		ASB18
社会探究領域	越境文化	移動と統合の社会学	2	6		ASB19
社会探究領域	越境文化	南北アメリカ社会文化研究演習	2	6	地理歴史	ASB20
社会探究領域	越境文化	聖書学演習	2	6		ASB21
社会探究領域	越境文化	越境文化研究特論	2	3		ASB22
社会探究領域	現代社会システム	比較技術史	2	3	公民	ASS01
社会探究領域	現代社会システム	現代産業論	2	4		ASS02
社会探究領域	現代社会システム	宗教政治社会論	2	3	公民	ASS03
社会探究領域	現代社会システム	社会環境特論A	2	3		ASS04
社会探究領域	現代社会システム	ボランティア社会学	2	4		ASS05
社会探究領域	現代社会システム	福祉社会学	2	4		ASS06
社会探究領域	現代社会システム	世界開発論	2	4	公民	ASS07
社会探究領域	現代社会システム	社会学方法論	2	4	公民	ASS08
社会探究領域	現代社会システム	地域社会学	2	4	公民	ASS09
社会探究領域	現代社会システム	動態社会学	2	4	公民	ASS10
社会探究領域	現代社会システム	国際法特講	2	4	公民	ASS11
社会探究領域	現代社会システム	現代法政策論	2	4		ASS12
社会探究領域	現代社会システム	社会環境特論B	2	4		ASS13
社会探究領域	現代社会システム	平和学	2	4		ASS14
社会探究領域	現代社会システム	メディア・スタディーズ	2	5		ASS15
社会探究領域	現代社会システム	サイエンス・スタディーズ演習	2	5		ASS16
社会探究領域	現代社会システム	福祉社会学演習	2	5		ASS17
社会探究領域	現代社会システム	現代技術論演習	2	5		ASS18
社会探究領域	現代社会システム	世界開発論演習	2	5		ASS19
社会探究領域	現代社会システム	社会調査演習Ⅰ	2	5		ASS20
社会探究領域	現代社会システム	現代産業論演習	2	5		ASS21
社会探究領域	現代社会システム	社会学方法論演習	2	5		ASS22
社会探究領域	現代社会システム	地域社会学演習	2	5		ASS23
社会探究領域	現代社会システム	動態社会学演習	2	5		ASS24
社会探究領域	現代社会システム	国際法特講演習	2	5		ASS25
社会探究領域	現代社会システム	現代法政策論演習	2	5		ASS26
社会探究領域	現代社会システム	社会調査演習Ⅱ	2	6		ASS27
社会探究領域	現代社会システム	宗教政治社会論演習	2	6		ASS28
社会探究領域	現代社会システム	社会調査データ分析の基礎	2	4		ASS29
社会探究領域	現代社会システム	調査データで読む現代社会	2	3		ASS30
社会探究領域	社会フィールド研究	移動の人類学	2	3		ASF01
社会探究領域	社会フィールド研究	観光論	2	3		ASF02
社会探究領域	社会フィールド研究	解釈人類学	2	3	公民	ASF03

教育領域	授業科目群	授 業 科 目	開設単位	開設期	免許教科	科目コード
社会探究領域	社会フィールド研究	社会生態人類学	2	3	公民	ASF04
社会探究領域	社会フィールド研究	ヨーロッパ環境地誌	2	3	地理歴史	ASF05
社会探究領域	社会フィールド研究	移動の人類学演習	2	4		ASF06
社会探究領域	社会フィールド研究	宗教社会人類学	2	4	公民	ASF07
社会探究領域	社会フィールド研究	環境と平和論	2	4	英語	ASF08
社会探究領域	社会フィールド研究	日本環境地誌	2	4	地理歴史	ASF09
社会探究領域	社会フィールド研究	民族誌を読む	2	4		ASF10
社会探究領域	社会フィールド研究	宗教社会人類学演習	2	5		ASF11
社会探究領域	社会フィールド研究	日本地誌研究演習	2	5	地理歴史	ASF12
社会探究領域	社会フィールド研究	環境と平和論演習	2	5		ASF13
社会探究領域	社会フィールド研究	地域調査演習Ⅰ	2	5	地理歴史	ASF14
社会探究領域	社会フィールド研究	地域調査演習Ⅱ	2	6	地理歴史	ASF15
社会探究領域	社会フィールド研究	解釈人類学演習	2	6		ASF16
社会探究領域	社会フィールド研究	社会生態人類学演習	2	6		ASF17
社会探究領域	社会フィールド研究	ヨーロッパ地誌研究演習	2	6		ASF18
社会探究領域	社会フィールド研究	社会フィールド研究特論	2	4		ASF19
社会探究領域	社会フィールド研究	社会情報メディア論	2	3		ASF20
社会探究領域	社会フィールド研究	社会情報メディア論演習	2	6		ASF21
	共通科目	自然科学実験	1	2		AKY01
	共通科目	自然科学実験法	1	2		AKY02
	共通科目	英語発音法演習	2	3	英語	AKY03
	共通科目	英語上級聴取法演習	2	3	英語	AKY04
	共通科目	英語会話演習	2	3	英語	AKY05
	共通科目	ドイツ語中級総合演習ⅠA	2	3		AKY06
	共通科目	ドイツ語中級総合演習ⅠB	2	3		AKY07
	共通科目	ドイツ語中級会話演習Ⅰ	2	3		AKY08
	共通科目	フランス語中級総合演習ⅠA	2	3		AKY09
	共通科目	フランス語中級総合演習ⅠB	2	3		AKY10
	共通科目	フランス語中級会話演習Ⅰ	2	3		AKY11
	共通科目	中国語作文演習Ⅰ	2	3	中国語	AKY12
	共通科目	中国語聴取法演習Ⅰ	2	3	中国語	AKY13
	共通科目	中国語会話演習Ⅰ	2	3		AKY14
	共通科目	時事ドイツ語演習	2	4		AKY15
	共通科目	ドイツ語中級総合演習ⅡA	2	4		AKY16
	共通科目	ドイツ語中級総合演習ⅡB	2	4		AKY17
	共通科目	ドイツ語中級会話演習Ⅱ	2	4		AKY18
	共通科目	フランス語中級総合演習ⅡA	2	4		AKY19
	共通科目	フランス語中級総合演習ⅡB	2	4		AKY20
	共通科目	フランス語中級会話演習Ⅱ	2	4		AKY21
	共通科目	中国語作文演習Ⅱ	2	4	中国語	AKY22
	共通科目	中国語聴取法演習Ⅱ	2	4	中国語	AKY23
	共通科目	中国語会話演習Ⅱ	2	4		AKY24
	共通科目	英語上級文章法演習	2	5	英語	AKY25
	共通科目	ドイツ語上級読解法演習Ⅰ	2	5		AKY26
	共通科目	ドイツ語上級会話演習Ⅰ	2	5		AKY27
	共通科目	フランス語上級表現法演習	2	5		AKY28
	共通科目	フランス語上級会話演習Ⅰ	2	5		AKY29
	共通科目	中国語読解法演習Ⅰ	2	5	中国語	AKY30
	共通科目	中国語会話演習Ⅲ	2	5		AKY31
	共通科目	科学と倫理	2	5	公民	AKY32
	共通科目	対話論演習	2	5		AKY33
	共通科目	生命科学英語演習	2	5		AKY34
	共通科目	スポーツ健康科学英語演習	2	6		AKY35
	共通科目	ドイツ語文章法演習	2	6		AKY36
	共通科目	ドイツ語上級読解法演習Ⅱ	2	6		AKY37
	共通科目	ドイツ語上級会話演習Ⅱ	2	6		AKY38
	共通科目	フランス語上級会話演習Ⅱ	2	6		AKY39
	共通科目	中国語読解法演習Ⅱ	2	6	中国語	AKY40
	共通科目	中国語会話演習Ⅳ	2	6		AKY41
	共通科目	物理科学英語演習	2	6		AKY42
	共通科目	フランス語上級読解法演習	2	6		AKY43
	学際科目	応用行動科学	2	5		AGA01
	学際科目	文書管理論	2	5		AGA02
	学際科目	サイエンス・スタディーズ	2	4		AGA03
	学際科目	環境人間総合科学	2	6		AGA04
	学際科目	環境経済論	2	5	公民	AGA05
	学際科目	公害史	2	4		AGA06
	学際科目	脳科学	2	5	理科	AGA07
	学際科目	開発経済分析論	2	5	公民	AGA08
	学際科目	学問とジェンダー	2	4		AGA09
	学際科目	リスク研究	2	4		AGA10
	学際科目	アクセシビリティ科学	2	6		AGA11
	教職に関する科目	中国語教育法Ⅰ	2	3		AX002
	教職に関する科目	中国語教育法Ⅱ	2	4		AX003
	特別科目	インターンシップ	2	3		AY001

専門教育について

目 次

I. 専門教育の履修上の注意	専門 2
1. 履修手続	専門 2
2. 試験	専門 2
3. 成績	専門 3
4. 学業成績の送付	専門 3
5. 修学上の配慮を必要とする学生の履修	専門 3
6. オフィスアワー	専門 3
II. 広島大学総合科学部細則	専門 4
III. 総合科学部内申合せ等	
1. 履修科目登録単位数の上限について	専門 9
2. 専門教育科目の試験実施について	専門 10
3. 特別研究について	専門 11
4. 早期卒業について	専門 13
5. 広島大学既修得単位等の認定に関する細則の総合科学部取扱いについて	専門 14
6. 外国の研修機関での語学研修の単位認定について	専門 15
7. インターンシップに係る単位認定の取扱いについて	専門 16
IV. 「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」	
による履修（早期履修）制度について	専門 17
V. 教育職員免許状の取得について	専門 18

I. 専門教育の履修上の注意

1. 履修手続

履修手続は、学内外のパソコンを利用して「My もみじ」から行います。操作方法については、新入生ガイダンスで説明します。

何らかの理由により、「My もみじ」から履修登録ができない場合は、授業科目開設学部 of 学生支援グループ（教養教育科目は教養教育本部支援グループ（総合科学部事務棟 1F））へ申し出てください。

履修登録期間

- ① 履修手続は、第 1 週目を主として履修登録期間、第 2 週目を主として履修確認・修正期間とします。
- ② 履修登録期間の第 1 週目と第 2 週目との間に、2 日間の調整期間があります。その期間は、教養教育科目の履修登録はできません。
- ③ 具体的な日程は、各期毎に「My もみじ」及び学部の掲示板等により通知します。
- ④ 第 2 週目の履修確認・修正期間終了後は、履修科目の登録や取消は原則としてできません。
- ⑤ 集中講義等は各学部において、別途履修手続期間を設けて受け付けることがあります。その場合は、「My もみじ」及び学部の掲示板等で通知します。
- ⑥ 教養教育科目及び専門教育科目のうち、必修科目やクラス分けの授業については、事務で履修登録を行うことがあります。その場合、学生による履修登録の取消はできませんので、疑義等があれば総合科学研究科学生支援グループ（教養教育科目は教養教育本部支援グループ）まで申し出てください。
- ⑦ 履修登録をした科目は、すべて GPA の算出分母になり、履修しきれなくなると GPA が下がってしまうこともありますので、無理のない履修登録を心がけてください（p ハイプロ 7 参照）。
- ⑧ その他、履修手続に関することは、「My もみじ」及び学部の掲示板等で通知します。

2. 試 験

1) 毎学期、期末試験を行います。

2) 試験時の主な注意事項

- ① 学生証を机の上に置いて受験しなければなりません。

なお、学生証を携帯していない場合は受験できませんので、所定の手続をとってください。

- ② 遅刻した場合は、受験を許可しない場合があります。
- ③ 試験開始後 30 分を経過しなければ、退室できません。
- ④ 答案用紙は試験室外へ持ち出すことはできません。

3) 試験の実施日時等については別途通知します。

4) 不正行為について

専門教育科目の期末試験において、不正行為を行った者は、その期に履修している専門教育科目の評価を全て「不可」とするとともに、「広島大学学生懲戒指針」により懲戒処分を行います。

5) 追試験について

追試験は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情により期末試験を受けられなかった場合に限り、追試験を認めることがあります。その場合は、当該試験終了後1週間以内に、追試験受験願及び受験できなかった理由を証明する書類を添えて、総合科学研究科学生支援グループに提出してください。

＜参考＞ 総合科学部専門教育科目の試験実施について（p.専門 10 参照）

3. 成 績

1) 学業成績は、試験・レポート・出席状況等によって評価します。

成績の表示は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)及び不可(D)の5段階とし、秀(S)、優(A)、良(B)及び可(C)を合格とします。

2) 成績の発表については、「My もみじ」及び学部の掲示板等で通知します。

3) 成績について疑義のある場合は、成績発表後10日以内に、直接授業担当教員に申し出てください。

4. 学業成績の送付

本学では、学部学生の保護者の方に対して、前年度までの単位修得状況及び当該年度前期に履修登録がされている科目について、入学翌年度から毎学年度の5月末を目途にお知らせしています。

送付先については、「学生情報登録シート」により届けられた「父母等の連絡先」となっていますので、転居等により「父母等の連絡先」が変更した場合は、速やかに総合科学研究科学生支援グループに届け出てください。

5. 修学上の配慮を必要とする学生の履修

障害を有する等、修学上の配慮を必要とする学生は、総合科学研究科学生支援グループで履修の仕方について相談してください。

また、修学上の配慮を必要とする学生試験等における特別措置については、p.規則 67～70 を参照してください。

6. オフィス・アワー

総合科学部にはオフィス・アワーという制度があります。オフィス・アワー制度とは、教員が週のある曜日・時間を決めて研究室に在室し、学生はその曜日・時間には自由に教員研究室を訪れて、授業内容あるいは修学上の問題について質問・相談等をすることができるという制度です。

各教員のオフィス・アワーの曜日・時間は、教員研究室の扉付近に表示されています。この制度を積極的に活用してください。

II. 広島大学総合科学部細則

○広島大学総合科学部細則

平成 16 年 4 月 1 日

学部長決裁

広島大学総合科学部細則

(趣旨)

第1条 広島大学総合科学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)、広島大学教育プログラム規則(平成18年2月14日規則第5号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成23年2月15日規則第3号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第2条 本学部は、学際性、総合性及び創造性を基本理念とし、高度教養教育をむねとする専門教育を行い、総合的知見と思考力を持つ、自主的・自立的な人材を育成することを目的とする。

(学科)

第3条 本学部に、総合科学科を置く。

(教育課程)

第4条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは、総合科学プログラムとする。

3 総合科学プログラムは次の教育領域で構成する。

人間探究領域

自然探究領域

社会探究領域

(授業科目及び履修方法)

第5条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表のとおりとする。

(教育領域の登録及び変更)

第6条 第1年次の学生は、第4条第3項に規定する教育領域から一つを選択し、所定の期日までに登録するものとする。

2 学生は前項で登録した教育領域を変更しようとする時は、所定の変更届を学部長に提出し、許可を得なければならない。

3 教育領域の登録及び変更の時期、方法については、別に定める。

(履修手続)

第7条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、その学期の始めに公示する。

第8条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続を行わなければならない。

(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第9条 指導教員は、修得単位数の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第10条 卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、26単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより所定の単位を優れた成績をもって修得した学生

については、次年度に限り単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第11条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は、60単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、総合科学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第12条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間、中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目に関する授業科目を履修して単位を修得した場合は、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。ただし、日本事情に関する科目に関する授業科目の単位は、外国語科目の単位に代えることはできない。

領域科目 10単位以内

外国語科目 6単位以内

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

2 長期履修の期間の最長年限は、8年とする。

(教育課程の修了)

第14条 教育課程の修了の認定は、別表に定める単位を修得した者について行う。

(単位数の計算の基準)

第15条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目の単位数については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 計算機基礎演習は、45時間の授業をもって2単位とする。

(2) 計算機演習は、45時間の授業をもって2単位とする。

(試験)

第16条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

2 試験は、原則として当該授業科目の授業の終了した学期末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

3 試験の方法及び期日は、あらかじめ発表する。

4 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは、当該授業科目担当教員の判断に従うものとする。

(追試験)

第17条 次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

(1) 配偶者又は3親等内の親族の死亡による忌引

(2) 負傷又は疾病(入院又はこれに準ずる場合に限る。)

(3) 天災その他の非常災害

- (4) 交通機関の突発事故
 (5) その他やむを得ない事情
- 2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に所定の追試験受験願により所属学部長に願い出なければならない。
- 3 追試験受験を許可された者は、原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。
- 4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(平均評価点)

第18条 学生が受講した個々の授業の成績評価を総合した達成度の測定は、次の算式で求める平均評価点(GPA : Grade Point Average)によって行う。

$$\text{平均評価点} = ((\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1) / (\text{総登録単位数} \times 4)) \times 100$$

(到達度の評価)

第19条 通則第19条の5に規定する成績評価のほか、教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。

- 2 前項の到達度の評価は、教育プログラムの到達目標に示す「知識・理解」及び「能力・技能」について行い、別に定める評価基準に到達している場合は、「非常に優れている」、「優れている」及び「基準に達している」の3段階で評価を行う。

(教員免許)

第20条 学生は、所定の授業科目を履修し、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得したときは、次の表に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類	免許教科の種類
高等学校教諭一種免許状	地理歴史
高等学校教諭一種免許状	公民
高等学校教諭一種免許状	数学
高等学校教諭一種免許状	理科
高等学校教諭一種免許状	英語
高等学校教諭一種免許状	中国語

- 2 前項に定める授業科目及びその履修方法については、別に定める。

(他の学部 of 授業科目の履修)

第21条 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第22条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

- 2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第23条 学生は、休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 学生は、休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第24条 学生は、退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第25条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学部へ転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(登録プログラムの変更)

第26条 他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部の取扱いに関する細則の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

(特別研究)

第27条 特別研究は、論文試験により単位を認定する。

2 前項の論文試験は、論文審査及び口述試験又は発表会により行う。

3 特別研究を受講しようとする者は、あらかじめ指導教員を定め、その承認を得なければならない。

4 論文題目及び論文は、それぞれ指定の期限までに学部長に提出しなければならない。

(卒業の要件)

第28条 本学部へ4年以上在学し、かつ、教育課程を修了した者は、教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

(早期卒業)

第29条 本学部へ3年以上在学した学生が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、別に定める要件を満たしている場合は、教授会の議を経て、学部長が卒業を認定することができる。

(学士入学)

第30条 通則第14条第1項の規定に基づき、本学部へ学士入学を願い出た者に対する選考の方法及び期日は、教授会が定める。

2 学士入学は、学科に欠員がある場合に限り、選考の上、許可することがある。

3 学士入学を許可された者は、第3年次に入学するものとする。

4 学士入学による入学者の既修得単位及び履修すべき授業科目は、教授会が決定する。

(再入学)

第31条 通則第14条第2項の規定に基づき、本学部へ再入学を願い出た者に対する選考の方法及び期日は、教授会が定める。

2 再入学は、学科に欠員がある場合に限り、選考の上、許可することがある。

3 再入学による入学者の既修得単位及び履修すべき授業科目は、教授会が決定する。

(編入学)

第32条 編入学については、広島大学編入学規則(平成16年4月1日規則第5号)の定めるところによる。

(雑則)

第33条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則(平成16年11月24日一部改正)

この細則は、平成16年11月24日から施行する。

附 則(平成18年4月1日一部改正)

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学総合科学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月19日一部改正)

この細則は平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月5日一部改正)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年1月14日一部改正)

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 21 日一部改正)

- 1 この細則は、平成 21 年 10 月 21 日から施行し、この細則による改正後の広島大学総合科学部細則の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 広島大学総合科学部副専攻プログラム履修基準についての申合せ(平成 18 年 4 月 1 日学部長決裁)は、廃止する。
- 3 平成 20 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学総合科学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 2 月 17 日一部改正)

- 1 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学総合科学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 21 日一部改正)

- 1 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学総合科学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 2 月 16 日一部改正)

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学総合科学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 19 日一部改正)

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学総合科学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 19 日一部改正)

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学総合科学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 19 日一部改正)

- 1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学総合科学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 19 日一部改正)

- 1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学総合科学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

Ⅲ．総合科学部内申合せ等

1．履修科目登録単位数の上限について

○広島大学総合科学部履修科目登録単位数の上限に関する申合せ

平成 16 年 12 月 15 日

学部長決裁

広島大学総合科学部履修科目登録単位数の上限に関する申合せ

(趣旨)

第 1 この申合せは、広島大学総合科学部細則(以下「細則」という。)第 10 条の規定に基づき、広島大学総合科学部(以下「本学部」という。)の学生の履修科目登録単位数の上限に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第 2 対象となる学生は本学部の在籍する者とする。ただし、次の各号の一に該当する学生はこの申合せの対象とはならない。

(1) 3 年以上在籍している学生

(2) 本学部に進入学、再入学又は転学部した学生

(履修登録上限単位数)

第 3 1 学期に履修科目として登録できる単位数は、26 単位を上限とする。ただし、集中講義、教職に関する科目、インターンシップ及び同和教育の授業科目を除く。

(成績優秀者の認定等)

第 4 細則第 10 条第 2 項に規定する所定の単位を優れた成績をもって修得した者(以下「成績優秀者」という。)の認定時期は、1 年次末及び 2 年次末とする。

第 5 成績優秀者として認定できる者は、過去 1 年間に 36 単位以上修得(集中講義、教職に関する科目、インターンシップ及び同和教育の授業科目を除く。)し、当該期間内の履修登録単位数の 7 割以上の成績が優以上の者とする。

第 6 成績優秀者として認定された者は、次の年次に限り履修科目登録単位数の上限を超えて登録することができる。

附 則

この申合せは、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度入学生から適用する。

附 則(平成 18.4.1 一部改正)

この申合せは、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度入学生から適用する。

附 則(平成 25.3.19 一部改正)

この申合せは、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度入学生から適用する。

2. 専門教育科目の試験実施について

○広島大学総合科学部専門教育科目の試験実施に関する取扱いについて

平成 18 年 4 月 1 日

学部長決裁

(趣旨)

第 1 広島大学総合科学部専門教育に関する試験は、広島大学総合科学部細則に定めるもののほか、次のとおり実施するものとする。

(試験期日)

第 2 試験は、原則として学期末に期日を定めて行う。ただし、必要がある場合には臨時にこれを行うことができるものとする。

2 試験開始 1 週間前までに告示(別紙)を行う。

(試験実施)

第 3 試験を実施する際は、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 試験は授業時間中に行う。
- (2) 受験にあたっては学生証又は受験証明書を机上に置かせる。
- (3) 監督者は、試験開始後、受験者の確認を行う。
- (4) 試験時間の 3 分の 1 以上遅刻した者については、受験を認めない。
- (5) 試験開始後 30 分経過するまでは退室を許可しない。
- (6) 受験に必要なもの以外は、受験者の足元に置かせる。

(試験監督者)

第 4 試験監督者については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 受験者 50 名までは、原則として当該授業担当教員が監督を行う。
- (2) 受験者 50 名を超える場合には、原則として受験者 50 名につき補助監督者を 1 名増員する。

(不正行為)

第 5 試験中に不正行為を発見した場合は、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 試験中に不正行為を発見した場合には、答案用紙及び証拠物件を取り上げ、監督者はその場で当該試験を中止させ、試験終了までは試験室で待機させる。
- (2) 当該試験教室の監督者は、試験終了後、教育領域委員会委員長立会いの上、受験者本人との間で不正行為にかかわる事実関係を確認する。

なお、監督者は必ずこの確認作業に加わる。

- (3) 上記以外で不正行為を発見した場合には、当該科目の担当教員は、教育領域委員会委員長立会いの上、受験者本人との間で不正行為にかかわる事実関係を確認する。

附 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成 25.3.19 一部改正)

この取扱いは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26.3.19 一部改正)

この取扱いは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

3. 特別研究について

○広島大学総合科学部特別研究に関する申合せ

平成 16 年 12 月 15 日

学部長決裁

広島大学総合科学部特別研究に関する申合せ

(趣旨)

第 1 この申合せは、広島大学総合科学部細則(以下「細則」という。)第 27 条の規定に基づき、広島大学総合科学部特別研究に関し必要な事項を定めるものとする。

(受講要件)

第 2 特別研究は、4 年次生のうち次の要件を満たす場合に限り、受講することができるものとする。なお、早期卒業を希望する者の特別研究の取扱いは別途定めるものとする。

(1) 3 年次終了時点で「総合科学へのいざない」及び「総合科学概論」を含む約 100 単位以上(教職に関する科目、インターンシップ及び同和教育の授業科目を除く。)を修得していること。

(指導教員希望調査、決定手続)

第 3 特別研究の受講を希望する者は、3 年次の所定の時期に次の手続を完了させなければならない。

(1) 7 月から 10 月の間に希望教員を訪問し、面接を受け、11 月 20 日までに 3 年次チューターと相談の上、特別研究主指導教員希望届を作成し、11 月 30 日までに教育領域委員会に提出すること。

(2) 教育領域委員会は提出のあった特別研究主指導教員希望届の内容を精査し、12 月 26 日までに主指導教員決定通知を掲示にて発表する。なお、別に定める主指導教員受入上限数を超過した場合や希望理由が不明確等で調整が必要となった場合は、再調整の上、個別に通知することとする。

(3) 主指導教員決定後、第 2 第 2 号に定める基準を満たさなくなった場合は、主指導教員の決定を取り消すこととする。

(主指導教員変更手続)

第 4 第 3 第 2 号で決定した主指導教員の変更を希望する場合は、3 年次の 3 月 10 日までに変更を希望する教員の許可を得た上で、特別研究主指導教員変更希望届を教育領域委員会へ提出すること。

(論文提出の手続)

第 5 論文は、特別研究論文提出届を添えて 1 月 31 日までに教育領域委員会に提出すること。

第 6 第 5 の規定にかかわらず、中途卒業見込者の論文提出期限は 7 月 31 日とする。

(その他)

第 7 この申合せに規定する期日が大学が定める休日に当たる場合は、当該休日の翌々日又は翌日とする。

附 則

この申合せは、平成 16 年 12 月 15 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18.4.1 一部改正)

この申合せは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19.1.17 一部改正)

この申合せは、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度入学生から適用する。

附 則(平成 25.3.19 一部改正)

この申合せは、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度入学生から適用する。

附 則(平成 26.3.19 一部改正)

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○広島大学総合科学部特別研究指導要領

平成 16 年 12 月 15 日

学部長決裁

広島大学総合科学部特別研究指導要領

(目的)

- 1 広島大学総合科学部における特別研究の指導に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(指導教員)

- 2 指導教員は、主指導教員 1 名及び副指導教員 2 名以上とする。
- 3 主指導教員は、学生が所属する教育領域に授業を提供する教員とする。
- 4 副指導教員は、学生と主指導教員が相談の上、決定する。
- 5 副指導教員のうち 1 名は主指導教員が授業を提供する授業科目群以外の教員から選択する。

(成績の判定)

- 6 特別研究の成績の判定は、各教育領域教員会議において行うものとする。

(その他)

- 7 ガイダンスの実施、指導体制、論文の形式、論文試験実施方法及び論文保管方法等については、教育領域委員会において別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 16 年 12 月 15 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18.4.1 一部改正)

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25.3.19 一部改正)

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度入学生から適用する。

4. 早期卒業について

○広島大学総合科学部早期卒業に関する申合せ

平成 16 年 12 月 15 日

学部長決裁

広島大学総合科学部早期卒業に関する申合せ

(趣旨)

第 1 この申合せは、広島大学総合科学部細則第 29 条の規定に基づき、広島大学総合科学部(以下「本学部」という。)の早期卒業に関し必要な事項を定める。

(早期卒業候補者の認定等)

第 2 早期卒業を希望する者は、2 年次末までに所定の手続を経て、学部長に願い出なければならない。ただし、本学部編入学及び転学部した者は、除く。

第 3 早期卒業を願い出た者が、2 年次末において 100 単位以上修得(教職に関する科目、インターンシップ及び同和教育の授業科目を除く。)し、当該修得単位の 9 割以上の成績が優以上の場合は、教授会の議を経て、学部長が早期卒業候補者として認定する。

第 4 早期卒業候補者として認定された者は、3 年次から特別研究を受講することができる。

(早期卒業の認定)

第 5 早期卒業候補者として認定された者が、3 年次末又は 4 年次前期末において、卒業の要件として必要な単位数を修得し、当該修得単位の 9 割以上の成績が優以上の場合は、教授会の議を経て、学部長が早期卒業を認定する。

附 則

この申合せは、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度入学生から適用する。

附 則(平成 18.4.1 一部改正)

この申合せは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25.3.19 一部改正)

この申合せは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

5. 広島大学既修得単位等の認定に関する細則の 総合科学部取扱いについて

○広島大学修得単位等の認定に関する細則の総合科学部取扱いについて

平成 16 年 12 月 15 日

学部長決裁

第 1 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)第 2 条の規定に基づき、広島大学総合科学部における認定単位数等について、次のとおり取扱うものとする。

科 目 区 分				認定単位数	認 定 方 法
教養教育科目	教養コア科	教養ゼミ		60 単位以内	1 認定を希望する授業科目の担当教員が授業内容（シラバス）を確認し、全科目について、チューターが承認した後、所定の会議を経て単位を認定する。
		平和科目			
		パッケージ別科目			
	共通科目	外国語科目	英語		2 外国語科目については、英語は 6 単位以内、初修外国語は 4 単位以内とする。
			初修外国語		
		情報科目			
		領域科目			
		健康スポーツ科目			
	基盤科目		3 教養ゼミ及びパッケージ別科目については、原則として認定しない。		
計		60 単位以内			

第 2 認定を受けようとする者は、入学した年度の 6 月 30 日(休日の場合は、当該休日の翌々日又は翌日)までに既修得単位等認定願(別紙様式)に成績証明書等を添え、チューターの承認を得て学部長に申請しなければならない。(認定願の提出先は、学生支援グループとする。)

第 3 既修得単位の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、幅広い学習内容を履修するよう指導を行うものとする。

第 4 既修得単位の認定を行った場合においても、修業年限は短縮しない。

附 則

この取扱いは、平成 16 年 12 月 15 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18.4.1 一部改正)

- この取扱いは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 17 年度以前に入学した学生の既修得単位等の認定については、この取扱いによる改正後の広島大学既修得単位等の認定に関する細則の総合科学部取扱いについての規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23.2.16 一部改正)

- この取扱いは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 22 年度以前に入学した学生の既修得単位等の認定については、この取扱いによる改正後の広島大学既修得単位等の認定に関する細則の総合科学部取扱いについての規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25.3.19 一部改正)

- この取扱いは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 24 年度以前に入学した学生の既修得単位等の認定については、この取扱いによる改正後の広島大学既修得単位等の認定に関する細則の広島大学総合科学部における取扱いについての規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26.3.19 一部改正)

- この取扱いは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 25 年度以前に入学した学生の既修得単位等の認定については、この取扱いによる改正後の広島大学既修得単位等の認定に関する細則の広島大学総合科学部における取扱いについての規定にかかわらず、なお従前の例による。

6. 外国の研修機関での語学研修の単位認定について

○広島大学総合科学部における外国の研修機関での語学研修の単位認定に関する申合せ

平成16年12月15日

学部長決裁

広島大学総合科学部における外国の研修機関での語学研修の単位認定に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、広島大学総合科学部（以下「本学部という。」）の学生が外国の研修機関において語学研修のため短期留学(私費の場合も含む。)した場合の単位認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(外国の研修機関)

第2 外国の研修機関は大学、大学附属施設又は本学部において認めた機関（大学以外の語学学校は除く。）とする。

(単位認定の手続)

第3 単位の認定を受けようとする者は、研修機関、研修内容、研修期間について、事前に所定の用紙を学部長に提出し、教授会の承認を得なければならない。

2 単位の認定を受けようとする者は、別に定める評価依頼状及び評価表により、当該研修機関に対し評価を依頼するものとする。

3 単位の認定を受けようとする者は、帰国後1月以内に、所定の用紙に評価表を添えて単位の認定を願い出るものとする。

(単位の認定)

第4 外国の研修機関における語学研修で履修した内容が本学部教育課程上有益と認められるときは、教授会の議を経て、本学部における授業科目の履修とみなし単位を与えることができるものとする。

2 認定できる単位数は、4単位までとする。

(研修の総時間数)

第5 研修の総時間数は、30時間以上とする。

附 則

この申合せは、平成16年12月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成25.3.19一部改正)

この申合せは、平成25年4月1日から施行する。

7. インターンシップに係る単位認定の取扱いについて

○広島大学総合科学部インターンシップに係る単位認定の取扱いについて

平成11年11月10日

学部長決裁

広島大学総合科学部インターンシップに係る単位認定の取扱いについて

インターンシップにおいて修得した単位の評価は、下記により認定するものとする。
ただし、修得した単位を卒業要件単位に算入することはできないものとする。

記

就業体験先の評価		総合科学部の評価
A	非常に優れている	S（秀）
B	優れている	A（優）
C	普通	B（良）
D	やや劣る	C（可）
E	劣る	D（不可）

附 則

この取扱いは、平成11年11月10日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成18.4.1一部改正)

この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25.3.19一部改正)

この取扱いは、平成25年4月1日から施行する。

IV. 「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」 による履修（早期履修）制度について

○早期履修制度について

早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的として実施しています。

また、修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができます。

なお、平成26年度入学の学部生の申請手続きに関するお知らせは、平成28年度に「Myもみじ」で掲示します。

○実施予定研究科（平成26年4月現在）

総合科学研究科，社会科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，
生物圏科学研究科，国際協力研究科

○履修資格

- (1) 履修時に、所属する学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 履修しようとする年度の前年度（後期）までのGPAが、進学を志望する研究科（専攻）が定める値を上回る者

○早期履修に関する情報の掲載場所

「もみじTop」 — 「学びのサポート」 — 「学士課程」のページに掲載しています。

V. 教育職員免許状の取得について

教育職員となるためには、教育職員免許法（以下「免許法」という。）の定める単位を修得し、希望する教科の免許状を取得しなければなりません。

1. 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則

(1) 教育職員免許法別表第 1 に定める所要資格

本学部で取得できる免許状の種類及び所要資格は次のとおりです。

(第 1 表)

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄		
免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16

【備考】

1. 高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることが必要となります。（教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 参照）
2. 高等学校教諭の数学及び理科の免許状については、当分の間、この表の教職に関する科目の欄に定める単位数のうち半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができます。

(2) 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 により、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位、情報機器の操作 2 単位を修得しなければなりません。

(3) 教育職員免許法施行規則第5条に定める科目

次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、それぞれ1単位以上、計20単位を修得しなければなりません。

(第2表)

第1欄	第2欄	最低修得単位数
免許教科	教科に関する科目	
地理歴史	日本史	計 20 単位
	外国史	
	人文地理学及び自然地理学	
	地誌	
公 民	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	計 20 単位
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
数 学	代数学	計 20 単位
	幾何学	
	解析学	
	「確率論、統計学」	
	コンピュータ	
理 科	物理学	計 20 単位
	化学	
	生物学	
	地学	
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、 化学実験（コンピュータ活用を含む。）、 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、 地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	
英 語	英語学	計 20 単位
	英米文学	
	英語コミュニケーション	
	異文化理解	
中 国 語	中国語学	計 20 単位
	中国文学	
	中国語コミュニケーション	
	異文化理解	

【備考】

- 各教科とも一般的、包括的な内容の科目を含めて修得する必要があります。
- 「 」内の科目の修得は、そのうち1以上の科目を修得する必要があります。
- 中国語を希望する者は、必ず2年次の初めまでに総合科学研究科学生支援グループまで申し出てください。

(4) 教育職員免許法施行規則第 6 条に定める科目

次の表により、23 単位を修得しなければなりません。ただし、卒業要件単位には算入されません。

(第 3 表)

第一欄	第二欄	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	高等学校教諭
				一種免許状
最低修得単位数	第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2
			教員の職務内容（研修，服務及び身分保障等を含む。）	
			進路選択に資する各種の機会の提供等	
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6 (4)
			幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	
			教育に関する社会的，制度的又は経営的事項	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	6 (4)
			各教科の指導法	
			特別活動の指導法	
			教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）	
	第四欄	生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4 (2)
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
			進路指導の理論及び方法	
	第五欄	教育実習		3 (2)
	第六欄	教職実践演習		2

【備考】

() 内の数字は、第 1 表備考 2 の適用を受ける者の修得すべき単位数です。

2. 教職課程関係科目の単位修得方法

(1) 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

	本学の該当授業科目	要修得単位数	開設期
日本国憲法	日本国憲法	2	1 又は 2
体育	健康スポーツ科学，スポーツ実習 A，スポーツ実習 B	2	
外国語コミュニケーション	コミュニケーション I A，コミュニケーション I B， コミュニケーション II A，コミュニケーション II B	2 (2 科目以上選択必修)	
情報機器の操作	情報活用基礎，情報活用演習	2	

(2) 教科に関する科目

第 1 欄	第 2 欄	本学の該当授業科目	開 設 学部等	必 修 単位数	要修得 単位数
免許教科	教科に関する科目				
地理歴史	日本史	○日本史A, ○日本史B	教養	4	20
		日本文化史, 日本文化史演習, 都市社会史, 都市社会史演習	総		
	外国史	○ヨーロッパ史研究, ○東アジア地域史, ヨーロッパ史研究演習, 東アジア地域史演習, 東アジア社会文化史, 東アジア社会文化史演習, アメリカ社会研究, アメリカ社会研究演習, 欧米大陸間文化研究, 南北アメリカ社会文化研究,	総	4	
	人文地理学及び 自然地理学	○人文地理学A, 人文地理学B	教養	4	
		○第四紀環境学, 地域を科学するA, 地域調査演習Ⅰ, 地域調査演習Ⅱ	総		
	地誌	○日本環境地誌, 日本地誌研究演習, ヨーロッパ環境地誌, ヨーロッパ地誌研究演習	総	2	
公 民	「法律学（国際法を 含む。）、政治学（国 際政治を含む。）」	○国際法特講, 宗教政治社会論, 現代法政策論	総	2	20
	「社会学, 経済学 （ 国 際 経 済 を 含 む。）」	△社会学方法論, △環境経済論, △社会生態人類学, 解釈人類学, 世界開発論, 比較技術史, 開発経済分析論, 動態社会学, 福祉社会学, 地域社会学	総	2	
	「哲学, 倫理学, 宗 教学, 心理学」	○現代思想, 比較哲学A, 比較哲学B, 宗教社会人類学, ギリシア哲学, 科学と倫理, ヨーロッパ哲学思想研究, 聖書学, 生命倫理学, 社会心理学	総	2	
数 学	代数学	線形代数学Ⅰ, 線形代数学Ⅱ	教養	2	20
		○数理代数, 計算数学	総		
		代数学Ⅰ, 代数学Ⅱ	理		
	幾何学	○数理幾何, グラフ的幾何学, 数理科学演習, 応用数理	総	2	
	解析学	微分学, 積分学	教養	2	
		○数理解析, 微分方程式, 複素解析	総		
		解析学Ⅲ, 解析学Ⅳ	理		
	「確率論, 統計学」	○情報統計学, 確率過程論, データ解析序説	総	2	
コンピュータ	○コンピュータ基礎論, 情報理論, プログラム技法	総	2		

理 科	物理学	○物理科学概論，熱力学，電磁気学Ⅰ， 電磁気学Ⅱ，量子力学Ⅰ，量子力学Ⅱ， 統計力学Ⅰ，統計力学Ⅱ，量子情報論， 物性物理学Ⅰ，物性物理学Ⅱ， 複雑液体・ソフトマター論	総	2	20	
	化学	○一般化学，有機化学	教養	2		
		環境分析化学，物理化学，基礎生化学， 生物物理化学，生化学，地球環境化学	総			
		天然物有機化学，化学生態学，生体高分子科学	生			
	生物学	○細胞科学，種生物学	教養	2		
		基礎細胞生物学，細胞生物学，植物環境生理学， 脳科学，神経行動学，分子生理学，進化遺伝学， 分子発生生物学，環境微生物学，保全生物学	総			
地学	○環境地質学，地球資源論，地球環境変動論， 砂防学，水循環論，大気科学	総	2			
	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)， 化学実験(コンピュータ活用を含む。)， 生物学実験(コンピュータ活用を含む。)， 地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	△物理学基礎実験 △化学基礎実験 △生物学基礎実験 △地学基礎実験	} 1科目以上選択必修		総	1
英 語	英語学	○英語発音法演習，○現代英語語法演習， 統語論，言語学入門，英語の歴史，心理言語学， 第二言語習得論，語用論，意味論入門， 音声学・音韻論	総	4	20	
	英米文学	○英米文学研究，○都市文化論， 英米文学演習，批評理論演習	総	4		
	英語コミュニケーション	○異文化コミュニケーション論入門， ○英語会話演習，○英語上級聴取法演習， 英語ディベート演習，英日同時通訳法演習Ⅰ， 英語上級文章法演習	総	6		
	異文化理解	○芸術文化論，比較文学研究，環境と平和論， 文化論研究，イギリス社会思想研究演習	総	2		
中 国 語	中国語学	○現代中国語学研究，○対照言語学演習B， 語彙論，中国語読解法演習Ⅰ， 中国語読解法演習Ⅱ，中国語聴取法演習Ⅰ， 中国語聴取法演習Ⅱ	総	4	20	
		現代中国語演習A，現代中国語演習B	文			
	中国文学	○中国文学研究，中国文学講読， 中国現代文学演習	文	2		
	中国語コミュニケーション	○中国語会話演習Ⅰ，中国語会話演習Ⅱ， 中国語会話演習Ⅲ，中国語会話演習Ⅳ， 中国語作文演習Ⅰ，中国語作文演習Ⅱ	総	2		
	異文化理解	○現代中国文化論，中国伝統文化論， 中国伝統文化論演習，現代中国文化論演習	総	2		

【備考】○印は教育職員免許状を取得するための必修科目を示し，必ず履修し単位を修得しなければなりません。公民の「社会学，経済学（国際経済を含む。）」にある△印は教育職員免許状を取得するための選択必修科目を示し，△印の科目から1科目は必ず履修し単位を修得しなければなりません。

【開設学部等欄に記載の略称】

教養：教養教育，総：総合科学部，文：文学部，教：教育学部，理：理学部，生：生物生産学部

(3) 教職に関する科目

第一欄	教職に関する科目	本学の該当授業科目	開設期	開設学部	必修単位数	要修得単位数	
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職入門	3	教	2	27 (25)	
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の思想と原理	3		6		
		児童・青年期発達論	5				
		教育と社会・制度	4				
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	5		4		4
		教育方法・技術論	6				
		地理歴史科教育論	4		4		
		社会系（地理歴史）カリキュラムデザイン論	5				
		社会系（地理歴史）教科指導法	3				
		社会系（地理歴史）教育評価論	3				
		社会系（地理歴史）教育方法・評価演習	6				
		社会系（地理歴史）教育プランニング論	6				
		公民科教育論	4				
		社会系（公民）カリキュラムデザイン論	3				
		社会系（公民）教科指導法	5				
		社会系（公民）教育方法・評価演習	6				
		社会系（公民）教育プランニング論	4				
		数学教育学概論Ⅰ	3				
		数学教育学概論Ⅱ	4				
		自然システム（理科）教育法Ⅰ	3				
		自然システム（理科）教育法Ⅱ	4				
		英語教育学概論Ⅰ	4				
		英語教育学概論Ⅱ	5				
		中国語教育法Ⅰ	3	総			
		中国語教育法Ⅱ	4				
			特別活動指導法	4	教	2	
			生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒・進路指導論		4	
				教育相談		6	
第五欄	教育実習	教育実習指導C	6	教	3		
		中・高等学校教育実習Ⅱ	7				
第六欄	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	8		2		
		同和教育	4		2		

【備考】

1. 「各教科の指導法」については、それぞれ以下のとおり取得を希望する免許教科ごとに修得してください。

■地理歴史：「地理歴史科教育論」及び下記の5科目の中から1科目選択必修

- ①社会系（地理歴史）カリキュラムデザイン論
- ②社会系（地理歴史）教科指導法
- ③社会系（地理歴史）教育評価論
- ④社会系（地理歴史）教育方法・評価演習
- ⑤社会系（地理歴史）教育プランニング論

■公 民：「公民科教育論」及び下記の5科目の中から1科目選択必修

- ①社会系（公民）カリキュラムデザイン論
- ②社会系（公民）教科指導法
- ③社会系（公民）教育方法・評価演習
- ④社会系（公民）教育プランニング論
- ⑤公民教育プランニング実習（公民科）

■数 学：「数学教育学概論Ⅰ」及び「数学教育学概論Ⅱ」

■理 科：「自然システム（理科）教育法Ⅰ」及び「自然システム（理科）教育法Ⅱ」

■英 語：「英語教育学概論Ⅰ」及び「英語教育学概論Ⅱ」

■中 国 語：「中国語教育法Ⅰ」及び「中国語教育法Ⅱ」

3. 同和教育は、免許状取得の条件である第3表中の大学における最低修得単位数及び卒業に必要な専門科目の単位数には含まれませんが、免許状取得を希望する者は、必ず受講しておいてください。

(4) 教科又は教職に関する科目

「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」において、それぞれの最低修得単位数を超えて修得した単位をもってこれに充てることができますが、「教科に関する科目」から修得することを要望します。

3. 教育実習受講資格

中・高等学校教育実習Ⅱを受講することのできる者は、中・高等学校教育実習Ⅱ受講届提出時まで、次の単位を修得した者となります。

(1) 教職に関する科目

教育実習指導 C	1 単位
各教科に関する指導法	4 単位
教職入門，教育の思想と原理，教育と社会・制度，児童・青年期発達論， 教育課程論，教育方法・技術論，生徒・進路指導論，特別活動指導法	} のうちから 14 単位以上

(2) 教科に関する科目

10 単位以上

【備考】

1. 教育実習指導Cを受講するための条件は、特に設けません。
2. 教育実習指導Cの受講にあたっては、出席、遅刻、学習態度、レポート提出などが厳格に評価される点に十分留意しておく必要があります。
3. 高等学校教諭の免許状を取得しようとする者は、教育実習指導Cの1単位と中・高等学校教育実習Ⅱの2単位を修得しなければなりません。
4. 教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で主たる免許の教育実習（本実習）の単位を修得しなければなりません。

《総合科学部における教育実習指導について》

本学部では教育実習を希望する学生に対し、学部内で受講者の審査を行うこととしています。

詳細については、2年次の始めに開催する教職ガイダンスにおいて説明しますので、教育実習を希望する者は必ず教職ガイダンスに参加してください。

4. 免許状申請の手続

教育職員免許法第5条第1項の規定により免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類等を総合科学研究科学生支援グループを経由して広島県教育委員会に提出しなければなりません。

- | | | |
|------------------|---|------------------------------------|
| (1) 教育職員免許状授与申請書 | } | 所定の用紙 |
| (2) 宣誓書 | | |
| (3) 学力に関する証明書 | | |
| (4) 手数料 | | |
| | | 3,400 円（免許状 1 件につき）（平成 26 年 4 月現在） |

【備考】

1. 上記書類のうち (1), (2), (4) を 10 月下旬までに学生支援グループへ提出のこと（1 次提出）。
2. (3) については、2 次提出（3 月上旬）の際、学生支援グループから教育委員会に提出します。
3. 申請免許状 1 件ごとに諸書類は 1 通ずつ必要です。
4. 通知、連絡等は、すべて掲示により行うので注意しておいてください。

教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて

＜教職実践演習について＞

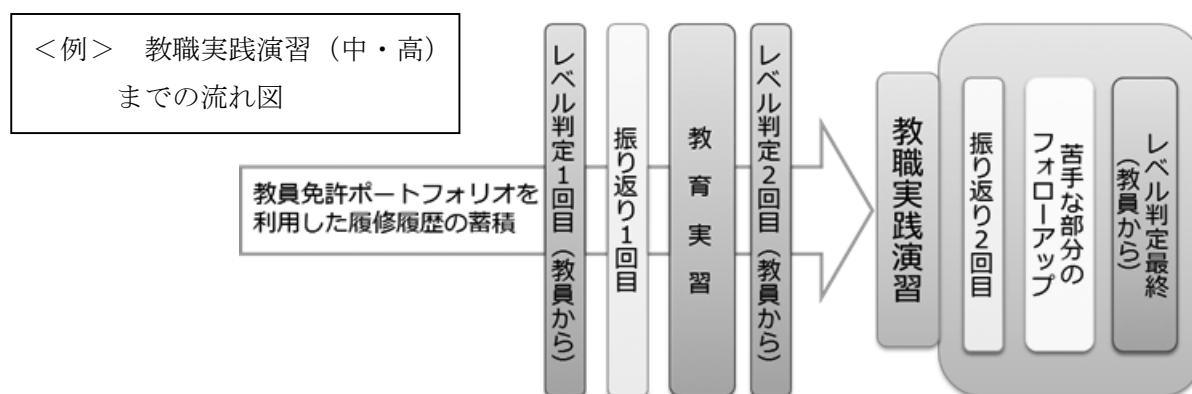
「教育職員免許法施行規則」の一部改正により、平成 22 年度入学生から「教職実践演習」（4 年生の後期の授業）が新設されました。この授業は、教員として必要な知識技能などが習得できていることを確認する授業となっています。そのため、それらの知識技能などを習得できているという証拠や振り返るための資料を残していく必要があります。文部科学省は、“履修カルテ”を作成することを求めています。この“履修カルテ”に対応するものを、広島大学では『教員免許ポートフォリオ』と呼んでいます。

＜教員免許ポートフォリオについて＞

教員として必要な知識技能などを習得しているという証拠や振り返るための資料を、広大スタンダードの 8 規準それぞれにおいて、授業や実習で残していくことができます。また、それらを利用して、振り返りを行ったり、教職実践演習への活用を行ったりしていきます。さらに、広大スタンダードの 8 規準それぞれについて、現在の到達レベルを 3 段階で確認することができます。

＜教職実践演習までの流れ＞

教職実践演習は、教員免許を取得する際の必修の科目となります。教職実践演習を履修する場合、教員免許の取得を希望する校種・教科のうち、教育実習を受講する際の校種・教科で教員免許ポートフォリオに評価材を蓄積していく必要があります。校種・教科によっては 1 セメスターから蓄積が始まります。教員免許の取得を少しでも考えている場合は、下記のホームページで、いつ、何を必要があるのか、必ず確認しておいてください。このことは、ホームページの「免許種および教科の選択」のページでダウンロードできる資料「評価材一覧」から確認できますが、ログインするためには、「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ホームページの使用方法について、「My もみじ」をとおして連絡がありますので、必ず確認してください。分からないことがあれば、チューターや、下記の問い合わせ先まで連絡してください。



教職実践演習・教員免許ポートフォリオのページ
URL <http://home.hiroshima-u.ac.jp/eport/>

問い合わせ先

問い合わせ内容	担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
教職実践演習について	教育学研究科学生支援室	082-424-6725	kyoiku-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教員免許ポートフォリオについて	教員免許ポートフォリオ支援室 (教育学部管理棟1階)	082-424-4683	e-port@office.hiroshima-u.ac.jp

諸 規 則

目 次

1. 広島大学通則	規則 2
2. 広島大学学生交流規則	規則 19
3. 広島大学学位規則	規則 23
4. 広島大学授業料等免除及び猶予規則	規則 28
5. 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	規則 32
6. 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	規則 34
7. 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	規則 36
8. 広島大学転学部の取扱いに関する細則	規則 38
9. 広島大学科目等履修生規則	規則 40
10. 広島大学研究生規則	規則 43
11. 広島大学外国人研究生規則	規則 46
12. 広島大学学生表彰規則	規則 49
13. 広島大学学生懲戒指針	規則 51
14. 広島大学学生懲戒指針の運用について（申合せ）	規則 56
15. 広島大学学生生活に関する規則	規則 58
16. 広島大学学生証取扱細則	規則 60
17. 広島大学ピア・サポート・ルーム規則	規則 63
18. 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	規則 65
19. 身体等に障害のある学生に対する試験等における 特別措置について（申合せ）	規則 67
20. 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	規則 71
21. 期末試験等における不正行為の取扱いについて	規則 72
22. 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	規則 73
23. 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	規則 78
24. 学業に関する評価の取扱いについて	規則 81
25. 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の 場合における授業等の取扱いについて	規則 83
26. 広島大学総合科学部教室使用要領	規則 84
27. 広島大学総合科学部学生研究室使用要領	規則 86

1. 広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 入学(第 10 条—第 18 条)
- 第 3 章 教育課程(第 19 条—第 27 条)
- 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条—第 31 条)
- 第 5 章 休学及び退学(第 32 条—第 35 条)
- 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条—第 38 条)
- 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条—第 43 条)
- 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条—第 46 条)
- 第 9 章 授業料(第 47 条—第 51 条)
- 第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条—第 54 条)
- 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系)
	第二類(科学文化教育系)
	第三類(言語文化教育系)
	第四類(生涯活動教育系)
	第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理科学科
	化学科

	生物科学科
	地球惑星システム学科
医学部	医学科
	保健学科
歯学部	歯学科
	口腔健康科学科
薬学部	薬学科
	薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系)
	第二類(電気・電子・システム・情報系)
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)
	第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

- 2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

- 3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 春季休業 4月1日から4月8日まで
 - (4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (5) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。
- 4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第 12 条 本学に入學を志願する者は、所定の期間内に、検定料 17,000 円(夜間主コースにあっては 10,000 円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 4,000 円(夜間主コースにあっては 2,200 円)とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 13,000 円(夜間主コースにあっては 7,800 円)とする。

3 第 1 項の規定は、第 14 条、第 18 条又は第 38 条の規定により入學を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000 円(夜間主コースにあっては 18,000 円)とする。

(入学試験)

第 13 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第 14 条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入學を許可することができる。

(1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願い出た者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願い出た者

(3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入學を願い出た者

2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願い出た者については、選考の上、再入学として入學を許可することができる。

3 前 2 項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。

(合格者の決定)

第 15 条 入學を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 16 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学科 282,000 円(夜間主コースにあっては 141,000 円)を納付しなければならない。

(入学科の免除及び徴収猶予)

第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学科の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学科の全額を免除することができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

- 2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

- 2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

- 3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

- 4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

- 5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則、専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

- 2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたもののために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

- 2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。
- 3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第 23 条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

- 2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 24 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 25 条 学生は、第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 26 条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第 28 条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第 3 項及び第 4 項、第 30 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第 29 条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第 1 項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 2 項、次条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 30 条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第 28 条第 2 項、前条第 3 項及び第 4 項並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であつて、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。

7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第 35 条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第 6 章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第 36 条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第 37 条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 38 条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第 7 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 39 条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であつて、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第44条 第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位以上、薬学部薬学科にあつては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

- (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部薬学科にあつては186単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。
- (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は、第19条の2第1項の授業の方法によって64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては128単位、薬学部薬学科にあつては126単位)以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(早期卒業)

第45条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第46条 学部において卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料

(授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあつては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における

残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとし、前期にあつては 4 月、後期にあつては 10 月に納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前 2 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
 - (1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
 - (2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第 2 項に定める各期の納付期日
 - (3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
 - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第 1 項に定める授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第 1 項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の途中にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第 1 項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。(授業料の免除及び徴収猶予)

第 48 条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条の2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第53条 第13条、第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第53条の2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総 計		9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度にあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総 計		9,840

4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については、この通則の施行後もなおその効力を有する。

6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年 度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成 22 年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成 23 年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成 24 年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成 25 年度	120	240	2,357	681	1,201	10,049
平成 26 年度	120	240	2,357	701	1,221	10,066
平成 27 年度	120	240	2,357	711	1,231	10,073
平成 28 年度	120	240	2,357	714	1,234	10,073
平成 29 年度	120	240	2,357	717	1,237	10,073
平成 30 年度	115	235	2,352	715	1,235	10,068
平成 31 年度	115	235	2,352	710	1,230	10,063
平成 32 年度				695	1,215	10,051
平成 33 年度				680	1,200	10,039
平成 34 年度				665	1,185	10,027
平成 35 年度				650	1,170	10,015
平成 36 年度				640	1,160	10,008

- 3 歯学部の口腔保健学科は、新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学なくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 5 新通則第 26 条の規定は、平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 全学部の入学生定員並びに歯学部歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成 23 年度	2,355	348	508	10,008
平成 24 年度	2,355	341	501	10,018
平成 25 年度	2,358	334	494	10,031
平成 26 年度	2,358	327	487	10,044
平成 27 年度	2,358	320	480	10,047
平成 28 年度	2,358			10,048
平成 29 年度	2,358			10,051
平成 30 年度	2,353			10,049
平成 31 年度	2,353			10,044
平成 32 年度				10,029
平成 33 年度				10,014
平成 34 年度				9,999
平成 35 年度				9,984
平成 36 年度				9,974

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 33 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520
	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類(学校教育系)	180		720
	第二類(科学文化教育系)	88		352
	第三類(言語文化教育系)	84		336
	第四類(生涯活動教育系)	88		352
	第五類(人間形成基礎系)	55		220
	計	495		1,980

法学部	法学科	昼間コース	140	10	580
		夜間主コース	40	10	180
		計	180	20	760
経済学部	経済学科	昼間コース	150	10	620
		夜間主コース	60	10	260
		計	210	20	880
理学部	数学科		47	10	188
	物理科学科		66		264
	化学科		59		236
	生物科学科		34		136
	地球惑星システム学科		24		96
		計	230	10	940
医学部	医学科		105		630
	保健学科		120	20	520
		計	225	20	1,150
歯学部	歯学科		53		318
	口腔健康科学科		40		160
		計	93		478
薬学部	薬学科		38		228
	薬科学科		22		88
		計	60		316
工学部	第一類(機械システム工学系)		105	10	420
	第二類(電気・電子・システム・情報系)		135		540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)		115		460
	第四類(建設・環境系)		135		540
		計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科		90	10	380
		計	90	10	380
総 計			2,343	100	9,964

2. 広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

広島大学学生交流規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 派遣学生(第 3 条―第 10 条)

第 3 章 特別聴講学生(第 11 条―第 18 条)

第 4 章 雑則(第 19 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。))へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)

(2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの

(3) 国際連合大学

- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。
- 5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願い出なければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願い出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(平和・国際担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。

この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れられる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。))の学生にあつては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

(1) 本学所定の特別聴講学生願

(2) 在学証明書及び成績証明書

(3) 所属大学等の長の推薦書

(4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第 16 条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第 17 条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校 학생であるときは、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

(1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第 18 条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和 47 年広島大学規程第 32 号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成 25 年 11 月 19 日規則第 94 号)

この規則は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

3. 広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条―第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条―第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条―第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第4条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は1編とし、2通を提出するものとする。
ただし、別に参考論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。

4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。

4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を

要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2) その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。
(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 32 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の広島大学学位規則(以下「新規則」という。)第 13 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 14 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

別表第 1(第 3 条第 1 項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

—別表第 2, 別表第 3 及び別記様式略—

4. 広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 4 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であつて経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
- (2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であつて、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)
- (2) その他学長が必要と認める書類

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除

を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。

- 3 第 1 項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(1) 4 月入学者 当該年度の 8 月末日

(2) 10 月入学者 当該年度の 2 月末日

- 4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

- 5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第 2 項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第 3 条の 2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 6 号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第 3 条の 3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成 24 年 9 月 18 日規則第 12 2 号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第 4 条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第 3 条第 3 項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第 3 条第 4 項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第 3 条第 5 項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第 5 条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

- 2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 授業料免除申請書(別記様式第 3 号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

- 2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

- 2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- 2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

- 3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(略)

附 則(平成24年9月18日規則第123号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

—別記様式略—

5. 広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 22 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 32 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

(長期履修の期間)

第 2 条 長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限(研究科にあっては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

(1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの

(2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの

(3) 本学フェニックス入学制度により入学した者

第 3 条 長期履修の期間の最長年限は、通則第 6 条又は大学院規則第 10 条に規定する在学年限の範囲内で、各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、前期は 4 月 1 日から 4 月 15 日までに、後期は 10 月 1 日から 10 月 15 日までに、所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出があったときは、当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。

3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第 5 条 在学途中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。

- 3 在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は1回に限るものとする。
- 4 履修形態の変更に係る手続は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成26年2月28日 一部改正)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

6. 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(平成 21 年 3 月 31 日理事(教育担当)決裁)

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 26 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科及び授業科目等)

第 3 条 早期履修を実施する研究科、授業科目等は、別表のとおりとする。

(履修資格)

第 4 条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 履修時に本学の学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 進学を志望する研究科が定める GPA の値を上回る者

(申請手続)

第 5 条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度の始めの 1 月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第 1 号)により、研究科が指定する授業科目を記載の上、所属学部の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる研究科は、一の研究科に限るものとする。

(学部長の推薦)

第 6 条 所属学部の長は、本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する研究科の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第 7 条 研究科の長は、前条の推薦に基づき審査の上、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとし、大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第 2 号)により、所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第 8 条 履修科目として申請することができる単位数は、10 単位の範囲内で各研究科が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第9条 早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修手続期間内に、大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第3号)により、当該授業科目を開設する研究科の長に届け出るものとする。

2 前項に規定する授業科目の取消しは、早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情がある場合に限り、認めることができるものとする。

3 第1項に規定する授業科目の変更は、前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第10条 授業科目の成績評価及び単位の授与については、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第29条及び第30条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第11条 第6条の規定により履修を許可された者(以下「早期履修者」という。)が修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2 前項に規定する研究科が定める単位数を、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第2項に規定する認定単位数等に含まめるかどうかは、各研究科が定める。

3 早期履修者が修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第12条 早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は、徴収しないものとする。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成26年1月28日 一部改正)

1 この細則は、平成26年1月28日から施行する。

2 この細則による改正後の広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則の規定は、平成23年度入学生から適用する。

―別表及び別記様式略―

7. 広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあつては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあつては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第5条 所属学部等の長は、前条第1項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第2号又は別記様式第3号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年3月5日 一部改正)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

―別記様式略―

8. 広島大学転学部の実扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学転学部の実扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 36 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。))における転学部の実扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに、許可することがある。

(公示)

第 3 条 各学部長は、転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し、12 月 15 日までに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、1 月 10 日までに各学部の選考方法等を公示するものとする。

(手続)

第 4 条 転学部を志望する者は、転学部願(別記様式第 1 号)を 2 月 1 日から 2 月 10 日までに所属学部のチューターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2 前項により出願できる学部は、一の学部に限るものとする。

3 所属学部のチューターは、転学部を志望する者から志望理由を聴取の上、調査書(別記様式第 2 号)を作成するものとする。

4 転学部の志望を認めた所属学部の長は、2 月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

(選考方法)

第 5 条 転学部願を受理した志望学部は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、面接、小論文、筆記試験、実技検査等を組み合わせて総合的に判定し、受入れの可否を決定するものとする。

2 志望学部の長は、学長へ転学部許可の申請を 3 月 31 日までに終えるものとする。

(許可の時期)

第 6 条 転学部の許可の時期は、4 月 1 日とする。

(配属年次)

第 7 条 転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、原則として 2 年次とする。

(在学年限)

第8条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(転学部の制限)

第9条 転学部を許可された者は、原則として再び転学部を願い出ることはいできない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月20日 一部改正)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生の転学部に関する取扱いについては、この細則による改正後の広島大学転学部の取扱いに関する細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

—別記様式略—

9. 広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第 11 号各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第6条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第2条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前2条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 24 年 8 月 30 日規則第 119 号)

この規則は、平 24 年 8 月 30 日から施行し、この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

―別記様式略―

10. 広島大学研究生規則

(平成16年4月1日規則第10号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第53条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において1学期又は1学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第2条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

第3条 研究生を志願する者は、学期始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第4条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第5条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第1条及び第3条第1項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第6条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第1条の規定を準用する。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学金は、徴収しない。

(入学金)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学金84,600円を納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき29,700円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

(3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学金及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学金及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和 51 年広島大学規程第 1 号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第 3 条第 1 項、第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成 24 年 5 月 15 日規則第 103 号)

この規則は、平成 24 年 5 月 15 日から施行し、この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第 3 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

―別記様式略―

1 1. 広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。)を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
- (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
- (6) 医師の健康診断書

(受入れの許可)

第4条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

(1) 外国人研究生研究継続許可願

(2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学科は、徴収しない。

(入学科)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学科 84,600 円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき 29,700 円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学科及び研究料の返還)

第 13 条 既納の検定料，入学料及び研究料は，返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第 14 条 研究留学生については，第 3 条及び第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，検定料の納付並びに第 3 条第 3 号及び第 5 号に掲げる書類及び第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定，部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料，入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については，第 3 条の規定にかかわらず，検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については，第 7 条及び第 8 条の規定を適用しない。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか，外国人研究生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和 47 年広島大学規程第 5 号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は，この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が，履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し，当該者の受入れを許可する場合は，第 3 条，第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず，検定料，入学料及び研究料は，徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 12 日規則第 4 号)

この規則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

12. 広島大学学生表彰規則

(平成16年4月1日規則第14号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第39条第2項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第16条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 理事(教育担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第4条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第7条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成23年3月31日規則第51号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

13. 広島大学学生懲戒指針

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。))における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 41 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号。以下「専攻科規則」という。)第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

3 懲戒の要否等の決定

通則第 40 条(大学院規則第 41 条及び専攻科規則第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

4 懲戒の対象として検討する事件事故

(1) 懲戒等の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる
- ③ 場合
訓告
- ④ 前 3 号のいずれにも該当しない場合
学部等の指導(学部長厳重注意等)

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

(4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として①に該当するものとする。

イ 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は、原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招来した場合は、原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等)については、原則として②に該当するものとし、比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反、一時停止違反等)については、①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については、その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り、原則として③に該当するものとする。

ただし、悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは、①に該当するものとし、相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは、②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については、運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は、当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については、②に該当するものとする。

(5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け、又は学部等の指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

5 懲戒の手続き

(1) 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査に努め、その結果を学長に報告するものとする。

(2) 審査会

ア 学長は、学部長等から報告のあった事件事故の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めたときは、原則として審査会を設置するものとする。

イ 審査会は、副学長(学生支援担当)、関係学部等の長及びその他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ 審査会は、関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明及び追調査を求めることができるものとする。

エ 審査会は、関係学部等による調査報告に基づき、当該事件事故に係る学生への懲戒の可否、懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(3) 審査結果の通知

学長は、審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

(4) 懲戒の審議

ア 学部長等は、学長からの通知に基づき、当該学生の懲戒について教授会の審議に付し、その結果を学長に対して報告するものとする。

イ 学長は、審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは、当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5) 学生の意見陳述機会の確保

学長は、評議会への諮問に際し、懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6) 懲戒の決定

学長は、評議会での審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(7) ハラスメントに関する取扱い

学長は、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは、審査会を設置する。

(8) 不正受験に関する取扱いの特例

ア 学生の不正受験が発覚した場合は、学部長等は、教授会等の議を経て、学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ 学長は、学部長等からの意見を踏まえて、評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合、審査会は設置しないものとする。

(9) 職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には、守秘義務があるものとする。

6 事実関係の調査

(1) 関係学部等による事実関係の調査には、原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、関係学部等は、その旨を審査会に報告するものとする。

また、当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

- (2) 関係学部等は、事実の存否及び周辺事情の認定にあたって、当該学生の確認を得なければならない。

ただし、事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ当該学生が異議を述べている場合には、同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど、特別な状況があるときに限り、懲戒の対象となる行為があったものと認定できるものとする。

7 処分の執行

(1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

(3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

8 懲戒に関する情報の取扱い

(1) 告示

学長は、学生を懲戒したときは、当該学生が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式)により学内に告示するものとする。

(2) 証明書类等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

(3) 推薦書類等への記載の禁止

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

9 雑則

この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この指針の施行前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

- 1 この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この指針の施行の日前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、この指針による改正後の広島大学学生懲戒指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

―別記様式略―

1 4. 広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)の規定に基づき、運用等については以下のとおりとする。

記

1 広島大学懲戒指針(以下「指針」という。)4(2)「悪質性の判断」について

原因行為の「悪質性」の有無は、原則として、その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし、故意であっても、当該行為自体に強度な違法性が認められない場合は、「悪質性」は存在しないことになる。

2 指針 4(4)「懲戒の具体例」について

指針 4(4)は、凶悪犯についてはその原因行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認められるから、指針 4(1)「懲戒等の目安」にいう①に該当し、凶悪犯以外の行為は、原則として「悪質性」は認められるから、同②に該当するとする考え方に依拠している。

もっとも、凶悪犯以外の行為であっても、原因行為の「悪質性」が否定されて、③又は④に該当すると判断される場合もある。また、凶悪犯以外の行為であっても、結果の「重大性」を勘案し、①に該当すると判断すべき場合もある。

例えば、他人の住居に侵入した場合、与えた損害が軽微であっても行為に「悪質性」が認められるから、②に該当することになる。これに対して、小学校等のフェンスを乗り越えてプールに侵入した場合など、同様に住居侵入であっても、当該行為の性質を勘案すると「悪質性」は認めがたく、当該小学校等に何らの損害も与えていないのであれば、結果の「重大性」も認められないから、④による学部等での指導で足りることになる。

また、傷害の場合、凶悪犯には当たらないという意味では、②に該当することになるが、人身損害を発生させた以上、それが軽微なものでない限り、①に該当することになる。

次に、大麻などの薬物の所持、使用又は栽培などは、その行為が社会に与える影響を考慮し、行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認めることができ、原則①に該当することになる。

なお、指針 4(4)エに記載のとおり、道路交通法違反のうち、比較的軽微な違反(駐車違反、一時停止違反等)については、行為の性質からして「悪質性」を認めるほどのものとはいえず、結果においても損害といえる損害を与えていない以上、①から④のいずれにも該当しないものとしている。

3 指針 5「懲戒の手続き」について

- [1] 指針 5(2)ウに規定する審査会の審査に当たり、審査会は原則として懲戒の対象とされる学生に対して、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- [2] [1]による意見陳述は、指針 5(5)の口頭又は文書による意見陳述にもって代えることができるものとする。

4 指針 8(3)「推薦書類等への記載の禁止」について

指針 8(3)では、指導教員等の本学関係者が、懲戒を受けた学生の就職、進学にあたって作成する書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならないものとしているが、本学教職員は、学生本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する履歴書等の身上書に懲戒の有無、その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

附 則

この申合せは、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

15. 広島大学学生生活に関する規則

(平成16年4月1日規則第15号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則2号)第56条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第2条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第3条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部 of 長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第4条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部 of 長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第5条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部 of 長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が2学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年5月末日までに、第1項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部 of 長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前3項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 団体の名称

(2) 団体の目的

(3) 連絡先

(4) 代表責任者の氏名

(5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第6条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として3日前までに、学部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
 - (2) 日時及び場所
 - (3) 責任者の氏名
 - (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)
- (掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配付責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は、授業、研究及び診療等に支障を来することがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

16. 広島大学学生証取扱細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成16年4月1日規則第15号)第2条第2項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第3条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第4条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第4条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第6条から第9条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第22条第1項又は大学院規則第32条第1項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から1年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後1年を経過する日までとする。

(提示)

第5条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第6条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第7条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第8条 学生証を紛失したときは、速やかに紛失始末書を添えて、再交付を願い出なければならない。

(準用)

第9条 この細則(第4条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第2条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあつては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、第4条本文中「学部にあつては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第4条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあつては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成23年10月18日 一部改正)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現にこの細則による改正前の広島大学学生証取扱細則に基づき交付されている学生証は、その有効期限内に限りその効力を有する。

(表)

(学章)	広島大学学生証		
	学生番号		
	入学年度	年度	
	所属		
(写真)			
	氏名		
	生年月日	年	月 日
	有効期限	年	月 日
	上記の者は、本学の学生であることを証明する。		
		年	月 日
		広島大学長 印	

(裏)

(磁気ストライプの位置)		5.4 cm
1 本証は、本人以外これを使用することはできない。		
2 本証は、常に携帯しなければならない。		
3 本証を紛失・破損等したときは、速やかに発行者に届け出て、再交付を受けること。(有償)		
4 受験の際及び証明書又は割引証等の交付を受けるときは、本証を職員に提示すること。		
5 本証は、本学職員の請求があったときは、いつでもこれを提示すること。		
6 本証は、学籍を離れたとき、又は有効期限が経過したときは、速やかに発行者に返納すること。		
7 本証は、ICチップ破損防止のため、絶対に折り曲げないこと。		
【連絡先】 国立大学法人広島大学 〒739-8511 広島県東広島市鏡山1-3-2 TEL 082-422-7111(代表)		

8.5cm

17. 広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 130 号)

広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 56 条の規定に基づき、広島大学ピア・サポート・ルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピア・サポート・ルーム(以下「ピア・サポート・ルーム」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 ピア・サポート・ルームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

- (1) 本学が実施する広島大学ピア・サポーター養成セミナーを受講した本学学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピア・サポーター」という。)数十人
- (2) 本学が実施する広島大学ピア・アドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピア・サポーターに助言をする者(以下「ピア・アドバイザー」という。)若干人
- (3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピア・サポーター及びピア・アドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人

2 ピア・サポーター及びピア・アドバイザーの任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 専門アドバイザーの任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 4 条 ピア・サポート・ルームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2 室長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(設置場所)

第 5 条 ピア・サポート・ルームは、学生プラザ 4 階に設置する。

(開室時間)

第 6 条 ピア・サポート・ルームの開室時間は、原則として、通則第 9 条に規定する休業日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(事務)

第 7 条 ピア・サポート・ルームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。
(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、ピア・サポート・ルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 22 年 5 月 14 日規則第 104 号)

この規則は、平成 22 年 5 月 14 日から施行し、この規則による改正後の広島大学ピア・サポート・ルーム規則の規定は、平成 22 年 4 月 6 日から適用する。

18. 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成16年4月1日規則第129号)

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第3条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第4条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・国際室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第5条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第6条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター及び所属学部等の支援室において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成24年3月30日規則第44号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

19. 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、身体等に障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者
- 2 障害者手帳の交付を受けている者、あるいはそれと同程度の障害を有する者
- 3 通常の授業の受講の様子から、担当教員が特別措置を必要と認めた者

C 特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として、具体的には、当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

【視覚障害者(点字使用者)】

- 1 出題形式は、①点字 *1、②普通文字の読み上げ、③録音テープの再生、④フロッピーディスク *2、などによる。
- 2 解答形式は、①点字 *1、②口頭、③テープ録音、④ワープロ *3、などによる。
- 3 上記 1 及び 2 のそれぞれの①～④は、さまざまな組合せを可能とする。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【視覚障害者(弱視者)】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【聴覚障害者】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。
- 3 必要に応じて、手話通訳者を配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【上肢機能障害者】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ *4、②口頭 *5、③テープ録音、④代筆 *6、などによる。
- 2 自筆解答による場合は、必要に応じて、解答用紙を拡大したり、自由記述形式 *7 などによることも可能とする。
- 3 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 4 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【体幹機能障害者】

- 1 座位を保つことが不可能又は困難な場合は、別室において、当該者にとって受験しやすい状況を設定する。
- 2 解答形式は、必要に応じて、上肢障害者に準じて配慮する。
- 3 必要に応じて、介助者の同席を認める。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 上記 1 に該当しない場合でも、解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【その他の障害者】

- 1 上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は、上述の障害種別による措置に準じて配慮するか、あるいは、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。
- 2 上述の障害を複数併せ持つ者に対しては、それぞれの障害種別による措置を参考にしながら、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。

《一般的事項》

- 1 試験時間の延長範囲の適切さは、障害の種別や程度、問題の内容、出題形式や解答形式などにより、異なるので、一律に規定することは出来ない。
一つの参考として、大学入試センター試験においては、
 - (1) 点字受験者に対しては一般の試験時間の 1.5 倍
 - (2) 弱視者に対しては 1.3 倍
 - (3) 体幹機能障害により座位を保つことが困難な者、両上肢の機能障害が著しい者のうち、通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては 1.3 倍
 - (4) 代筆により解答する者に対しては、科目により 1.3 倍又は 1.5 倍の時間延長が認められている。
- 2 試験時間の延長にあたっては、その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように、以下のような配慮をする。
 - (1) その試験の後の授業や試験がなければ、延長分を後に追加する。
 - (2) その試験の後の授業や試験はあるが、その試験の前の授業や試験がなければ、延長分を前に追加する。
 - (3) その試験の前後とも授業や試験がある場合は、別室において、一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して、順次、試験時間をずらして実施する。
 - (4) 一般問題とは別の問題により、時間帯や日を変えて試験を行う。
 - (5) 一般問題とは別に、レポートにより評価する。
- 3 課題を提示してから、後日レポートを提出させる場合は、当該学生のレポー

ト作成のための時間を考慮して、提出期日を延期するかどうかを、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。

- 4 当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により、試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。

- * 点字により出題する場合は、普段の授業の教材等を点訳している学生に、問題の
- 1 点訳を依頼することが適切でないものについては、①教育学研究科、②広島県立広島中央特別支援学校、③広島県立点字図書館、④一般の点訳奉仕団体、などに依頼する。なお、点訳には、問題の内容や量により、時間がかかることを考慮する必要がある。

また、出題内容に図や表がある場合、その内容によっては、修正を必要とすることがあったり、触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。

点字による解答の処理については、①解答を回収した後で、本人に読み上げさせる、②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか、又は普通文字への書きなおしを依頼する、③問題の点訳を依頼した前段の団体等に、普通文字への書きなおしを依頼する、などの方法が考えられる。

- * フロッピー・ディスクによる出題とは、当該視覚障害者が、パソコンの音声ディスプレイ又は点字ディスプレイによる読取りが可能な場合に、行いうる方法。ファイル様式など具体的な方法については、本人と協議する。
- 2

- * 視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロ
- 3 システムがある。

- * 上肢機能障害者がワープロを使う場合、通常の手でキーを叩く入力の方法以外に、くわえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど、特殊な方法をとる者
- 4 もいる。

- * 肢体不自由者の中には、発音に問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり、通訳者を介することが必要なこともある。
- 5

- * 代筆者の選定にあたって、上記*5と同じ問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。
- 6

- * 上肢機能障害者の中には、規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者がいる。そのような場合には、白紙の解答用紙を与え、問題番号等を明記させたうえで、自由に記述させる解答方法もある。
- 7

D 特別措置の周知と申請

- 1 各学部、各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は、身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について、学生及び教員に対して周知を図る。

- 2 当該学生は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に、原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし、点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は、原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)

なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。

- 3 申請をうけた教務担当は、当該授業の担当教員に連絡する。
- 4 当該授業の担当教員は、必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容

の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況を取りまとめ、アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

(注)(平成 17 年 11 月 1 日 一部改正)

この申合せは、平成 17 年 11 月 1 日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成 17 年 7 月 15 日から適用する。

(略)

(注)(平成 20 年 5 月 14 日 一部改正)

この申合せは、平成 20 年 5 月 14 日から施行する。

20. 社会貢献活動に従事したことに係る証明書発行要項

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに係る証明書発行要項

(趣旨)

第 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院
1 規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 この要項は、ボランティア活動、人名救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動
2 を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各
3 号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピア・サポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)別表に掲げる活動
- (4) その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第 所属長は、第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の
4 上、別記様式第 1 号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第 学長は、所属長の推薦により、別記様式第 2 号により証明書を発行するものとす
5 る。

(取消し)

第 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時
6 にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。
7

(準用)

第 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。
8

(略)

附 則(平成 20 年 1 月 15 日 一部改正)

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

—別記様式略—

2 1. 期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
 - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。なお、教養教育科目のうち、専門教育科目として登録申請した科目は、専門教育科目として扱う。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

(注)(平成 18 年 3 月 14 日 一部改正)

 - 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
 - 2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

2 2. 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、大学経営企画室、監査室及び理事室をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、構内駐車証及びパスカード(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

(構内駐車証等の交付申請資格等)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舍又はががら職員宿舍に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。)で任意保険の契約を締結している、又はその保険の被保険者となっている者で、かつ、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の 1 年次生及び 2 年次生

ロ 池の上学生宿舍又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線，県道吉川西条線，市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

- (3) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員
- (4) 身体に障害を持つなどの特別の理由がある者
- (5) 所用のため構内を訪れる外来者
- (6) 部局等が委託する庁舎清掃等の業務に従事する者
- (7) 商用等のため構内を訪れる業者
- (8) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 構内駐車証等の交付申請が可能な期間は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号から第3号までに該当する者にあつては，毎年理事(財務・総務担当)が定める日から4月15日までとし，4月16日以降は駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。
 - (2) 前条第4号から第8号までに該当する者にあつては，随時申請できるものとする。
- 2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は，別紙第1のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず，自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは，関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。
- (1) 部局等以外に所属する本学の職員が，一時的に自動車により入構するため，ゲート管理要員に身分を証明できる書類等を提示し，その用務を申し出て，認められたとき。
 - (2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が，一時的に入構するため，用務を申し出て，認められたとき。
- (経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については，広島大学(以下「本学」という。)が管理の必要から支弁するもののほか，自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

- 2 本学が支弁する経費及び利用者の負担金(以下「利用者負担金」という。)については，次に掲げるとおりとする。
- (1) 本学が支弁する経費は，利用者が負担する平日の午前6時から午後9時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費以外のもので，本学が管理の必要から支弁する経費とする。
 - (2) 利用者負担金は，自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。
- 3 前項第2号に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし，日割り計算は行わないものとする。

区分	利用者負担金
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第8号に該当する者で、期間が次に掲げるもの	
(1) 1年	7,000円
(2) 半年	3,500円
(3) 1ヶ月	1,000円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料
3 第4条第6号又は第7号に該当する者	500円
4 パスカード再発行(1枚)	500円

4 前項の規定にかかわらず、第4条第8号に該当する者で期間が1週間以内のものは、利用者負担金を免除するものとする。

5 既納の利用者負担金は、返還しない。

6 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額を返還する。この場合において、返還に際し必要となった銀行口座への振込手数料は当該納付を行った者の負担とする。

- (1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げたとき 納付した額
- (2) 第4条及び第5条第1項第1号に定める構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となったとき 納付した額
- (3) 錯誤による納付があったとき 第3項及び第4項に定める利用者負担金の額を超えて納付した額
- (4) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却したとき 納付した額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、臨時構内駐車証にあつては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。
- (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
- (6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第 11 条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事(財務・総務担当)が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 違反車両については、別紙第 3 の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。
- (2) 違反回数が 3 回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第 1 号の規定により車両を固定された者は、学生にあっては指導教員又はチューター、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第 13 条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1 月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する自動車で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第 3 条第 1 項の規定は、適用しないものとする。

- (1) 清掃車
- (2) 消防車等の緊急自動車
- (3) 郵便物、電報及び新聞等の配達自動車
- (4) 路線バス等の道路運送事業(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条に規定する道路運送事業をいう。)に供する自動車
- (5) その他学長が特別に認めた自動車

(事故処理等)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第 16 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 17 条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事(財務・総務担当)が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成 11 年 3 月 9 日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 25 日 一部改正)

この細則は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。

―別紙以下略―

2 3. 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「その他のハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第 4 条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

- 2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

- 2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
- 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
- 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは、これを行う。
- 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。

- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

附 則(平成 17 年 1 月 18 日規則第 2 号)

この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

2 4. 学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日
副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80～89点を優, 70～79点を良, 60～69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0～100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた「到達目標評価項目と評価基準の表」の各項目に基づき, 到達度の評価は, 「非常に優れている」, 「優れている」, 「基準に達している」及び「基準に達していない」の4段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
(2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
(3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は、100点満点で採点した場合に、90点以上を秀、80～89点を優、70～79点を良、60～69点を可とし、60点未満は不可（不合格）とする。

2. ただし、特別な理由により、5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の可否評価とする。

Ⅲ 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、原則として成績評価は付さない。ただし、協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

Ⅳ 適用について

1. この取扱いは、平成23年度入学生から適用する。
2. 平成22年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては、この取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

（注）（平成23年3月10日 一部改正）

この改正は、平成23年4月1日から適用する。

25. 気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日

理事(教育担当)決裁

気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては，次のとおりとする。

第 1 授業を全学(東広島キャンパス，霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は，当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし，両地域の警報が解除された場合は，解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で，授業を実施することが困難であると理事が判断したときは，当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし，警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は，理事の指示により，判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

- (1) 広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合
- (2) 広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪以外の警報が，広島市又は東広島市の両地域に対して，又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合
- (3) JR 山陽本線等の公共交通機関が，事故，大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
- (4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
- (5) その他，事件・事故等が発生し，構内への立ち入りが規制された場合

第 2 第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき，各学部長又は各研究科長は授業を休講とすることがどうか判断することとし，決定した措置等については，速やかに理事へ報告するものとする。

第 3 その他

第 2 にかかわらず，理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は，休講措置を講じることができるものとする。

26. 広島大学総合科学部教室使用要領

平成 16 年 11 月 24 日

学部長決裁

広島大学総合科学部教室使用要領

(趣旨)

第1 この要領は、広島大学総合科学部の教室を授業以外の目的で学生に使用させる場合の必要事項を定めるものとする。

(使用教室)

第2 使用できる教室は、次のとおりとする。

区 分		教 室
東講義棟 (K)	1 階	101 号, 102 号, 105 号, 106 号 108 号
	2 階	207 号, 208 号
	3 階	302 号, 303 号, 304 号, 308 号 309 号, 310 号, 311 号, 312 号

音楽練習は、(K)101 号教室とする。

(使用日時)

第3 教室を使用できる日及び時間は、原則として次のとおりとする。ただし、総合科学部長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 使用できる日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの期間以外の日とする。

(2) 使用できる時間は、次のとおりとする。

区 分		使 用 時 間
授業期間	平 日	16:30～21:00 又は 18:00～21:00
	土曜日	9:00～17:00
休 業 期 間		9:00～17:00

(使用の許可)

第4 教室を使用しようとする者は、教室使用願(別記様式第 1)により、使用予定日の 3 日前までに、総合科学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 総合科学部長は、前項の願い出に対し適当と認めたときは、使用条件を付して教室使用許可書(別記様式第 2)を交付するものとする。

3 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用する日の 16 時 30 分までに、使用する日が土曜日の場合は前日(当該日が休日の場合は前々日)の 16 時 30 分までに、総合科学部学生支援グループ備え付けの使用簿に記入しなければならない。

(使用の中止)

第5 使用者は、使用を中止するときは、速やかに総合科学部長に届け出るものとする。

(遵守事項)

第6 使用者は、教室を使用するに際し、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 許可された使用目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 使用者以外の者にその全部又は一部を転貸しないこと。
- (3) 許可を受けた使用時間を厳守すること。
- (4) 火気を使用しないこと。
- (5) 指定の場所以外で喫煙しないこと。
- (6) 機等を移動させた場合は、使用後原状に復すること。
- (7) 施設・設備及び備品を滅失又はき損した場合は、速やかに総合科学部学生支援グループに連絡し、その指示に従うこと。
- (8) 使用後は、室内の清掃、窓の施錠及び消灯を行うこと。
- (9) その他指示事項を厳守すること。

(使用許可の取り消し)

第7 総合科学部長は、前条に違反したときには、使用の許可を取り消すことができる。

2 総合科学部長は、前項に定めるもののほか、公務上必要と認めたときは、使用の許可を取り消すことができる。

3 使用者が前項の取り消しにより損害を受けても、その責任を負わない。

(損害賠償)

第8 使用者が故意又は重大な過失により、施設・設備及び備品を滅失又はき損したときは、直ちに総合科学部学生支援グループに届け出るとともに、これを原状回復し又はその損害を賠償するものとする。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、教室の使用に関し必要な事項は、総合科学部長が定める。

附 則

この要領は、平成16年11月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18.5.17 一部改正)

この要領は、平成18年5月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

27. 広島大学総合科学部学生研究室使用要領

平成16年11月24日

学部長決裁

広島大学総合科学部学生研究室使用要領

(目的)

第1 広島大学総合科学部学生研究室(以下「学生研究室」という。)は、総合科学部生の勉学・ミーティング及び懇談の場に供するものとする。

(使用日時)

第2 学生研究室を使用できる日及び時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、総合科学部長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 使用できる日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までの期間以外の日とする。

(2) 使用できる時間は、午前8時30分から午後8時までとする。

(遵守事項)

第3 学生研究室を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 火気を使用しないこと。

(3) 喫煙しないこと。

(4) 使用時間を厳守すること。

(5) 備品は、持ち出さないこと。

(6) 使用後は清掃するとともに、必ず窓を施錠し消灯すること。

(ロッカー)

第4 学生研究室にロッカーを設置し、次の要領で貸与するものとする。

(1) 貸与する期間は、5月1日から翌年3月31日までとする。

(2) 貸与方法は、個人貸与とし鍵は使用者の責任において保管するものとする。なお、鍵を紛失したときは、総合科学部学生支援グループへ届け出るとともに相当額を自己弁済すること。

(3) 盗難防止のため、常に施錠するとともに、貴重品は置かないこと。

(運営)

第5 学生研究室の運営に関することは、教育領域委員会、学生代表及び総合科学部学生支援グループの三者で協議のうえ行う。

(事務)

第6 学生研究室に関する事務は、総合科学研究科支援室において処理する。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、学生研究室の使用に関し必要な事項は、総合科学部長が定める。

附 則

この要領は、平成16年11月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月19日改正)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。